

平成 23 年度 第 3 回 森林環境保全基金運営委員会

開催日時	平成 24 年 1 月 12 日 (木)	10 時 00 分 ~ 15 時 30 分
開催場所	高知共済会館 4 階会議室「浜木綿」	
参加者	(委員) 根小田渡委員 (委員長)、窪田真一委員、井上将太委員、 片岡桂子委員、林須賀委員、門田芳穂委員、山中國保委員、 時久恵子委員 (高知県) 木材産業課 (谷脇)、森づくり推進課 (深田) 生涯学習課 (前島、瀬沼)、高等学校課 (竹村、宮川) 林業環境政策課 (出口)、鳥獣対策課 (梶原) 環境共生課 (松井、武田、平石) 林業改革課 (岩原、吉川) (事務局) 岩村林業環境政策課長、久保林業環境政策課長補佐、 出口林業環境政策課主任、中森林業環境政策課技師	
欠 席	堀澤栄委員 (副委員長)、川村純史委員	

(久保課長補佐)

定刻になりましたので、ただ今から平成 23 年度第 3 回森林環境保全基金運営委員会を開催いたします。

本日ご欠席の委員の方は、川村委員と堀澤委員となっております。井上委員につきましては、ご出席というご連絡をいただいておりますが、若干到着が遅れておるようでございます。

今回は、10 名のうち過半数の方がご出席をいただいておりますので、森林環境保全基金条例施行規則第 3 条に基づき成立することを申し添えます。

また本会は、高知県森林環境保全基金運営委員会運営要領第 8 条に基づき公開いたします。

それでは、開会のご挨拶を岩村林業環境政策課長より申し上げます。

(岩村林業環境政策課長)

それでは、開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、本当に冷え込みまして、こういったお寒い中、平成 23 年度の第 3 回森林環境保全基金運営委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員会でございますけれども、平成 24 年度に森林環境税を活用する事業の内容に

ついて、委員の皆様方にご審議をいただくことになってございます。

事業の詳細につきましては、また各担当課の方からご説明をさせていただきます。活発なご意見・ご審議のほどをよろしくお願いいいたします。

また、平成 24 年度の森林環境税活用事業の全体の概要及び基金の状況につきましては、事務局の方からご説明を申し上げます。

本日は大変長丁場になりますけれども、本委員会が充実したものになりますよう祈念しまして、ご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

皆さん、おはようございます。

それでは、事務局の方から本日の日程のご連絡と、森林環境税の 24 年度の活用事業の全体概要につきまして、簡潔に説明させていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

お手元にまず「会次第」、ございますでしょうか。続きまして、「資料 1」といたしまして A3 のカラーの縦長の「活用事業のポイント」という、ございますでしょうか。続きまして、「資料 2」といたしまして横長で「事業提案書」と記されている資料、ございますでしょうか。続きまして、「資料 3」といたしまして「プレゼンテーション配布資料」、厚さ約 1 cm 近くあるんですけども、ございますでしょうか。最後に、A4 のカラーで円グラフのペーパーがございますでしょうか。1 枚であります。

これが、この 24 年度の活用事業の審議に関する資料でございます。

続きまして日程の方をご説明しますと、資料 2 の方の表紙を 1 枚めくっていただくと、時間割の表が出てくるのが分かりますでしょうか。このペーパーの順番に、1 番、木材産業課から説明していただきまして、12 番の環境共生課の「プログラム認証センター運営等委託料」までの審議をしていただいて、これを 12 時ということで、休息 1 時間を取らせていただいて、午後、林業改革課の 3 つの案件をご審議いただきまして、順調にいけば午後 2 時位に一通り審議が終了すると。

この審議の中でなかなか結論が出なかつたりとか、いろいろ課題が見えてきたものについては、この林業改革課の審議の後で若干休息を挟んで、そこで再び、課題のあった案件について審議していただくというような進行の仕方をしていきたいと思っております。

そのすべての審議の終了の後、若干事務局の方から、その他案件といたしまして説明させていただきます事項がほんの少しございますので、よろしくお願いいいたします。

終了予定時刻は、審議が長引いたとしても午後 3 時までには終わる予定でありますので、よろしくお願いいいたします。

平成 24 年度の、森林環境税を活用する事業の要求額の概要なんですけれども、資料 1 の A3 の縦長の資料をご覧いただきたいんですけども、まずポイントといたしまして、このペーパー内の上段に POINT 1 から 4 まで記されておるんですけども、「POINT 1」といた

しまして「健全な森づくり」ということで、間伐の推進による森林環境の保全を図っていくといったような、主に間伐に対する事業のエントリーが1億7,000万円弱でございます。

続きまして、「POINT 2」として「木材利用の推進」といたしまして、公共的空間等 PR 効果の高い公共的施設の木質化等について5,000万円強。

続きまして、「シカ被害対策」といたしまして、ニホンジカの適正頭数の管理ということで5,000万円。

「POINT 4」といたしまして、「こうち山の日」の取り組み支援や、小中学校で行われる総合的な学習への支援なども合わせて、県民参加の森づくりということで、約4,100万円といったようなものが主な構成となっております、総額で要求ベースで、このペーパーのずっと下の方をご覧いただきたいんですけども、「336,285」、3億3,628万5,000円といったような要求となっております。

これらについて、ご審議をいただくということでございます。

全体のジャンルごとの構成なんですけれども、1枚の円グラフの資料をご覧いただきたいんですが、この円グラフは2重のドーナツグラフになっておりまして、緑色の外枠の部分が森林環境の保全を図るための取り組みということで、その内枠で、鶯色といいますか、ちょっと黄緑色の部分、これが間伐です。オレンジ色の部分、5,730万円何某、これが主にシカに対する支援の構成となっております。

それらを足しこんだ金額でいきますと、2億1,976万円ということで、要求額の大体65%を占めた構成となっております。

赤色なんですけれども、これは木材を利用する取り組みの配分でございます。公共的施設等の木質化、学校の机・椅子の導入などに対する支援策でございます。

紫色、ちょっと分かりにくいんですけども、6.8%と書いてある部分がJ-VERとのプログラム認証の手続き等に関する支援、プラス絶滅危惧種をシカの被害から守るための防護柵の設置などの、環境に配慮した取り組みへの支援という部分でございます。

残りの黄色が、「こうち山の日」の取り組み支援や、森林環境教育などの支援といったような構成となっております。

特徴といたしましては、本来の条例の趣旨に基づいた森林環境の保全に充当していきたいといったような配分となっております。これが全体構成でございます。

それでは、議事に従いまして委員長の方にバトンタッチしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、委員の皆様おはようございます。

(委員一同)

おはようございます。

(根小田委員長)

本日は、やや長時間に渡りますが、審議のほどご協力をよろしくお願いいたします。

各案件ごとにご説明をいただくわけですが、15位の案件がありますけれども、各案件の説明が終わって質疑、意見交換をした後に、個々の案件ごとにこの案件を承認するかしないかという、委員会としての対応を決めていくというやり方で進めていきたいと思っております。

どうしてもご意見が大きく割れて、賛否両論がなかなか決着がつかないというケースもあると思っておりますが、そういう場合にはちょっと審議を後回しにして、最終的には賛成・反対で多数決を取るという方法も必要になる場合があるかと思っておりますが、今までの経験ではあまりそういうのはありませんので、短時間ではありますけれども質疑を尽くして了承するかしないかという、そういう対応を、決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速、24年度の予算の審議に入りますが、スケジュールに従いまして、最初は木材産業課の「木の香るまちづくり推進事業」、こちらの方から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

No. 1 「木の香るまちづくり推進事業」 木材産業課

(木材産業課 谷脇)

木材産業課の谷脇と言います。本日はよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料2の1ページをお開けください。

事業提案書のNo. 1としまして、「木の香るまちづくり推進事業」の事業提案をさせていただきます。

事業内容的には、基本的には変わっておりません。目的及び背景の所にご書いております、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」・「木を活かす」活動の一環として、県産材を積極的に活用した公共的施設及び観光関連施設の整備、あと県産木製品の導入などを支援することで、県民や観光客等に木の良さの普及を図り、県産材の利用推進を図る取り組みを行っております。

内容としまして、パワーポイントの方でも今スクリーンの方に出しておりますが、基本的な3本の柱で24年もお願いしたいというふうに思っております。

まず一つ目は、「公共的施設整備」ということで2,660万円の予算を計上しております。これは前の方に写真があります。資料3の方にも同じ資料がありますが、例えば前の方のパワーポイントでいきますと、上の方の屋根の部分であったり、左下の方でいきますと下駄箱、それと下駄箱の前にある木の部分であったり、そういうものが支援の対象となっております。

次に、「学校関連整備」としまして1,415万円の予算計上をしております。これはまた前の方にパワーポイントで出しておりますが、この机・椅子であったり、本棚、遊具等への支援を行っております。

次に、「屋外景観施設等整備」としまして925万円の予算計上をさせてもらっております。観光地の看板、観光地に関連する所のバス停といったものに県産材を使用した場合に、支援をさせてもらっております。

実績も含めまして、24年度に向けて若干事業の対象範囲を広げております。それにつきましては、申し訳ございません、資料3の1ページを開けていただければと思います。

「H24 木の香るまちづくり推進事業の見直し【拡充】について」という、若干青色の入った横使いの資料があるかと思えます。

まず左の方に、それぞれの「23年度実績」というふうに書かせてもらっております。これを足しますと、4,183万円となります。3つの事業をそれぞれ足しますと。実際には3次募集をかけております。これは2次募集までの実績ですので、3次募集をかけた中で実際の実績としましては、まだ確定額が出てきておりませんので確定をしておりますが、大体トータルで4,400万円強位の実績になる予定です。今この資料としましては、2次補正分までですので、若干3次補正が300万円程度加わるというような状況になっております。

右の方を見ていただきますと、24年度の計画としまして、まず「公共的施設整備」としまして、これまで公共的施設において玄関・ロビーという一定限られた空間であったものが、その他県民の目に触れる機会の多い保育室であったり、教室などの木質化及び一体的に整備する木製品の導入ということで、範囲を広げさせていただきたいというふうに考えております。

これは、基金事業でも過去には一定認められておりましたが、国の方の加速化事業等があった関係で、国費事業で使えるものは国費を使っていくということで、この森林環境税の方からは一旦なくなっておりましたが、国の基金事業が今年度で終了いたしますので、またこちらの方の森林環境税の方で一定エリアを広げてやっていきたいというふうに考えております。

次に「学校関連環境整備」につきましては、これもアンダーラインの黒の太字に書いてありますが、これまでの部分に比べまして、その他子ども達の利用が多い放課後の児童クラブであったり、図書館的なものの所に対象を広げたいというふうに考えております。これは今年度も募集を何回かしてくる中で、市町村から、「市町村の施設として学校にこういうものがあるんですけど、対象になりませんか」というような問い合わせがいくつかございまして、今年度につきましては対象外ということで補助をしてないわけなんですけど、そういう所も問い合わせがいくつかあった関係もありまして、拡充したいというふうに考えております。

次に「屋外景観施設等整備」ということで、これは若干、これまで観光関連施設等とい

うことでタイトルも若干変わっております。これまでは、この中のまたアンダーラインの太字であります、県内観光地でPR効果の高い場所においてということだったんですが、少し市街地周辺というものも加えさせていただきました。

ただ、これだけではどこでもかんでもという形にもなってまいりますので、その次にかっこ書きで書いておりますが、高齢者などの利用が多い病院の前であったりとか、通学・通勤とかの多いバス停など、一定その町の中で、観光地だけではなくて、病院であったり通学用である程度一定人数の多いバス停など、PR効果が観光地以外でも高い場所についても支援の対象にさせていただきたいということで、場所の拡充をお願いしているものです。これにつきましても、実際問い合わせ等がある中で、「できないか」という問い合わせが実際ありまして、今回拡充ができないだろうかということで織り込ませてもらっております。

基本的な補助率というものは、これまで通り変わっておりませんが、若干補助の対象区域としまして、それぞれの3本の取り組みの中で、市町村であったりとかの要望を踏まえながら拡充したというふうな内容になっておりますので、ご審議の方、よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

ご説明いただきましたが、委員の方、何かご質問等ございましたら。何でも構いませんから。

(片岡委員)

ちょっといいですか。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(片岡委員)

ここに応募が多くて、予算が足りずというか、補正で出たことがあったと思うんですけども、一応この予算額で大体希望は満たせるという、今のところ予定ですか。

(木材産業課 谷脇)

今のところ、市町村等を通じまして取った要望でいきますと、公共的の方につきましては、ほぼ要望通りの額でして、学校関連と屋外景観につきましては、若干今現在こちらが把握している要望の方が少ない、まだ隙間がある状態ですので、これはまた今後こういう場所の拡充というものが認められましたら、そういうものを併せてPRすることで対応して

いきたいというふうに考えております。

(根小田委員長)

はい、その他ご意見・ご質問ございませんか。

23年度の実績の所になるかと思いますが、前にもこの委員会で委員から質問が出ていたけど、県産材を使うわけですね、物を作りますよね。その作る時の製造のプロセスも全部県内の企業でカバーできているのかどうかという、そこら辺はいかがでしょう。

(木材産業課 谷脇)

学校関連とか観光関連につきましては、大体県内企業なんですけども、若干公的機関でものによって、例えば床に木を使う場合に圧縮材を使うとかという場合には、県産材で作っているのは間違いありませんが、その加工施設が県内にないということで、若干ものによって圧縮をするとか、そういう部分で県外で加工するという場合があったりします。

(根小田委員長)

分かりました。

はい、その他特に、どうぞ。

(山中委員)

23年度の実績は、お見かけするとかなり進んでいるというように思いますけれども、もうほとんど計画は完遂できるという状況になっているわけですかね。

(木材産業課 谷脇)

トータルでいきますと、5,000万円に対して大体4,400万円強というふうな。最終的なまだ金額の実績が全部上がってきておりませんので言えないんですが、大体4,500万円弱位の予定です。

(窪田委員)

いいですか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(窪田委員)

すみません。お願いですけども、公共施設に関しては、特に県外とか空港の所なんかはできれば集成材じゃなくて、県木、魚梁瀬って県木でしたかね。

(木材産業課 谷脇)

そうですね。

(窪田委員)

それで、例えばその通路の所は集成を貼るのもいいけど、できたら単価的な問題もあるけど、県木である魚梁瀬杉の板を貼るとかですよ。再生に環境税を使ってやっていくんだから、環境の關係に配慮したとなれば、今すぐは無理かもしれませんけども、将来的に FSC 材に限定して進めていくとか、県産材なら何でもいいのは今の段階では仕方ないかもしれませんけども、将来的にはそういう方向へ向いていただけないかなと思います。

まだ、FSC といっても梶原しかないですかね、高知は。

(木材産業課 谷脇)

梶原と大正ですね。あとは SGEC が嶺北。まだ面積的にはかなりまだ少ないかと思えますけども。

(窪田委員)

けど、環境に配慮した林業で生産・産出された木材ということもあって、環境税とあれば、やはりそういう所に最終的には向いていくのが本来のところだと思いますので、SAC であれ FSC であれ、何かそっちの方を気に掛けながら動いていただきたいのと、特に空港とか高知駅とかやる時は、せめて、ちょっと単価的には僕には分からんのやけども、集成でなくて、できれば単価的なものが許せば県木であることを表示しながら、「さすが高知や」と言えるような部分を。

バス停とかには使う必要はないけども、場所によっては配慮をお願いしたいかなと。何か空港で、きれいだけれどもヒノキの集成を見てもちょっとがっくりくる。なんとかその辺の配慮をお願いしたいと思います。

(木材産業課 谷脇)

はい、すぐに 24 年度でなかなかその、例えば、FSC とかでしぼるというのをやると、非常にまたかなり限定されてしまいますので。

(窪田委員)

限定される？将来的に。

(木材産業課 谷脇)

はい、将来的に向けての検討というのは、分かりました。検討してみます。

(根小田委員長)

はい、その他特にございませんですか。

多少意見・要望が出ましたが、その辺検討していただくということで、この内容で了承してよろしいでしょうか。

(委員一同)

いいです。

(根小田委員長)

はい、それではそういうことで。

(木材産業課 谷脇)

どうもありがとうございます。

(根小田委員長)

それでは次が、森づくり推進課の方ですね。「林業労働力確保支援センター事業費補助金（林業技術者養成研修）」、これですね。はい、よろしくお願いします。

No. 2 「林業労働力確保支援センター事業費補助金（林業技術者養成研修）」

森づくり推進課

(森づくり推進課 深田)

森づくり推進課の深田と申します。どうぞよろしくお願いします。私の方からは、高校生を対象としました林業技術者養成研修についてご説明します。

この事業は、未来の森林整備の担い手を育成して、林業の振興と森林の適正な保全管理に繋げることを目的としています。

受講者は、幡多農業でありますとか高知農業といった、森林・林業関係の高校生になっておりまして、林業技術を若い時から実体験していただいて、林業関係の資格取得を推進するものです。そして、将来の林業への就職・就労について有利にさせていただくということも目的となっております。

事業内容なんですが、車両系建設機械研修と可搬式林業機械研修の2種類の研修があります。共に研修期間は5日間となっております。

まず、車両系建設機械の研修の方なんですが、トラクターなどの車両系建設機械に関する講義と、整地・運搬・積み込み・掘削の実技を行います。

可搬式の方は、チェーンソーや刈払機の講義、実技を行います。

今年度の受講者数なのですが、車両系の方が幡多農業が3名、高知農業が9名。そして可搬式が高知農業が10名、中村高等技術学校が1名というふうになっております。

パワーポイントの画面、スライドの方を見ていただいたらと思うんですが、こちらが今年度の車両系建設機械研修の研修風景です。整地・運搬・積み込みの機械でありますブルドーザーでありますとか、ホイールローダ、そして掘削用機械でありますバックホウを皆さんで動かしていただいています。

そして、こちらの方が講義の風景になります。

続いて可搬式林業機械研修の様子なのですが、チェーンソーでありますとか、刈払機、こちらの方を仕組みを勉強したり動かしたりというような研修を行います。

日程なのですが、今年度8月の月上旬から中旬にかけて行いました。学校の夏休みの期間を利用しますので、来年度もこの同時期を予定しております。

研修場所は、香美市にあります森林研修センターの研修館の敷地内で行います。

このような高校生の研修の実施を行いまして、森林作業に必要な資格を取る機会を提供することによって、未来の担い手の育成、そして、ひいては森林の適正な保全管理に繋げるということを目的としまして、今後も続けて達成していきたいと思っております。

説明以上になります。よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。ご質問等ございましたら。

(山中委員)

構いませんか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(山中委員)

継続しておられているわけですが、希望者の数なんかはどうなんですか。

(森づくり推進課 深田)

そうですね。車両系の方が定員10名で、可搬式15名なのですが、車両系の方が申し込みが多くて、幡多農業さんでありますとか高知農業さん、ちょっと選抜したような形で、受けられない生徒さんもいるようなことを聞いております。はい。

(山中委員)

それでもう一点。いろいろ高校生がインターンというか、いろんな体験活動をやっ

すが、医療関係とか、環境衛生とかいろんな面で研修をやってるわけですが、例えばこの高校生の研修を経た高校生の進路というか、卒業後は何か関係の所で活動するとかいうようなことは見聞されますか。

(森づくり推進課 深田)

実績になると思いますが、実際に今手元にあるのが、平成23年度、今年度では林業に就職した高校生というのが13名いるんですが、その中でこの研修を22年度に受けた生徒は1名ということになって、後は研修を受けてないんですが、いろいろとご自分で探して就職したということになります。

21年度にこちらの研修をした生徒が2名、22年度に林業で就業してます。22年度の研修生が1名、これは先ほど申し上げましたけど、毎年1名～2名というふうにあまり数は多くないんですが、林業への就業には少しずつ近づいているのかというふうには考えております。

(山中委員)

関心などは、この体験を通じていろいろ呼び起こしていくという、そういう面もプラスになっている面があると思いますね。

(森づくり推進課 深田)

はい。

(根小田委員長)

その他ございませんか。どうぞ。

(窪田委員)

去年4月から1名、農業農林科を卒業した子を採用してまして、これは研修を受けてる子でしたので非常に、受けるということは前向きに子どももやってくれて、前向きな子で。ちゃんと資格を持って来てくれることは、雇う方ですぐ、利便性も高いのでぜひ継続をして拡大していただけたら。先ではクレーンとかフォークとか、そういう部門まで。製材業とか市場とか、木材に関するほかにも必要な資格はありますので、できれば予算でもその辺があれば拡大していただければ、裾野の人材の育成という面でも貢献できていくと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(森づくり推進課 深田)

ありがとうございます。

(根小田委員長)

その他ございませんですか。特にないようでしたら、この事業については委員会としてやっていただく、了承していきます。

(委員一同)

はい。

(森づくり推進課 深田)

ありがとうございました。よろしくお願いします。

(根小田委員長)

はい、それでは3番目の案件になりますが、生涯学習課の「環境学習推進事業費」について説明をお願いします。よろしくお願いします。

No. 3 「環境学習推進事業費」 生涯学習課

(生涯学習課 瀬沼)

お手持ちの資料1の方は3ページで、プレゼンテーション資料の方は9ページになりますので、9ページの方をお開けください。

それでは、生涯学習課から環境学習推進事業についてご説明させていただきます。

県教育委員会では、森林率日本一の豊かな自然の大切さを体験活動を通じて学ぶとともに、地域の自然環境問題の解決に向け自ら参画し、地域の住民と協働して継続的に取り組む若者の育成を行う、というふうと考えております。

本県の面積の多くを占める森林というフィールドをはじめとした、自然体験活動や環境学習を推進するために、企画・運営のできる人材・指導者の養成を行い、NPOや団体の指導者のネットワーク化を図り、そのことによって多様な自然体験活動をコーディネートしていくことを目指したいと考えております。

併わせて、幼少期の子どもたちが森を中心とした自然に親しめるよう、効果的かつ安全に自然にいざなう人材の育成を行うことを目的として、環境学習推進事業を計画していく。

この事業は、お手持ちの資料の上の表にあります、3つの内容の事業で構成されております。

この事業の主な取り組みは、人材養成のための講座と、それから若者ECO応援隊育成事業との2つから構成されております。

これらの取り組みを通して期待される成果は、子どもたちの自然を感じる豊かな感性や森を大切に自然と共生できる態度の育成。森・川・海のつながりを学ぶ自然体験活動や環境学習を進めるための環境の整備。そして、人材を増やすことによってNPOや団体等

の活性化などを見込んでおります。

まず、人材育成のための指導者養成研修委託料についてご説明いたします。これは2つの研修から構成されておまして、1つ目が、コーディネート力や企画力・運営力の向上を図る研修の実施でございます。現在、県内で多くの団体により様々な自然体験活動や環境学習が実施されてくるようになってきておりますが、なかなか人材の方で、コーディネートしたり事業を企画する人材が団体の代表者であるとかいうふうに、限られた人材が忙しい中苦勞して事業をしていただいておりますので、そこで幅広い多様な森林体験等を実施できるように、活動を提案できる人材の増加を図って、自然体験活動や環境学習の企画・運営、そして保育所や幼稚園・学校等関係団体が連携していくことを促進することを目指したいと考えております。

2つ目は、幼少期の子どもたちに寄り添って自然体験活動を行う人材の指導力向上や、安全管理の力を向上する研修を目指しており、2枚目・3枚目の方の資料を11ページの方に、平成20年度から22年度まで、基金を活用させていただいて実施させていただきました「幼少期の感動体験モデル事業」の様子を紹介させていただいてますが、平成22年度は800人で、現在、今年はまだ9月までの集計しかできておりませんが、1,000人を超える者が自然体験活動に参加するなど、幼少期におきましても活動が広がってきております。そのために、人材を育成して活動をよりレベルの高いものにして、子どもたちの自然体験にいざなう環境を整備したいと考えております。

続きまして、若者ECO応援隊育成事業でございます。こちらの方は、補助金と事務費という形ではありますけれども、県内の高校生や大学生が地域の環境問題の解決に向けて参加できるように支援していきたいと考えております。お手持ちの資料11ページの方をご覧ください。13ページです、すみません。失礼いたしました。

若者ECO応援隊は、県内の高校生や大学生、県内のチーム7チームを公募いたしまして、森林の環境問題をはじめとする環境問題の解決に向けた地域の人と協働して取り組む自主的な活動です。研修や合宿を行って若者の意識や行動力を高め、学校、それから地域の団体等と協働して巻き込みながら活動を進めていくように支援したいと考えております。

これらの取り組みにより、若者が地域に出て活動することで地域の方が若者からエネルギーをもらって、逆にまた若者が活動していくことを地域の方が「おう、ようやったね」というふうに評価をすることによって、若者がさらに頑張るといような相乗効果を生み出しているということを、去年、今年、やる中で実感しております。来年度もぜひそういった形で、若者ECO応援隊を実施したいというふうに考えております。

このような人材を育成していく形で環境学習、自然体験活動を推進することにより、高知県内で身近な森・自然というものに目を向けて、そのことに関心を持った人材を育てて、高知県の将来に資するように事業展開したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。委員の皆さん、ご質問ございましたら。

はい、どうぞ。

(時久委員)

すみません、この若者 ECO 応援隊のことが私も初めてだったので。募集というのは学校に対してかけてるとか、そういうことでしょうか。

(生涯学習課 瀬沼)

はい。若者 ECO 応援隊は構成が2つになっておりまして、高等学校の中でチームを組んだ生徒、それから大学生については、大学生及び専門学校も含めてになりますけれども、学生がチームを組んでということになってますので、高等学校向けの募集と、大学とかの方への募集、一般の方に向けて募集するという形で、若者については大学生とか学生というくくりはありますけれども、参加できるように公募させていただいております。

(根小田委員長)

どうぞ。

(時久委員)

とてもいいことだと思って、内容的には本当に若者が育ってほしいと思っているんですけど。ちょうどエコラボさんの方が、エコクラブをずっとしてくださってて、多分県内で1つしかないかもしれませんが、ずっと小学校時代から積み上げてきた子どもが高校生になって、今年1つエコクラブをやってる。すごく力強い子どもたちのグループが1つあるんですね。

今日はその子たちが作った新聞、中2の時の新聞を持って来させていただいたんですけど、小学校時代の環境教育がずっと続いて、高校1年になってもやってくれる子どもたちがいて、その子たちがこういうようなことをするかどうか分からないんですけど、エコクラブで続けていますので。

ただ、ECO 応援隊ということであれば、必ず高知県に貢献できる子どもがそういう形でも育っていくようなことがあって、私が知らなかったのでこの辺りはとてもいいことだと思うので、何かでそういう子どもたちが巻き込まれていったらいいなと思ったので。

(生涯学習課 瀬沼)

はい。ぜひそういった経験を積んで成長して、自分で活動を始める生徒さんの方にも参加をぜひしていただきたいと思いますので、また情報を流させていただきますので伝えていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

どうぞ。

(林委員)

はい。指導者養成研修のことですけれども、こちらに、指導者養成研修の方に参加する方というのはどのような方たちでしょうか。

それから、指導者を増やしていく一方で、こういう体験をしたいというニーズと指導者とを結びつけていく部分があると思います。その所をどういうふうに。

(生涯学習課 瀬沼)

はい。幼少期の方の指導者という形で言いますと、「森遊び」とかという形でいろんな所で実際活動され始めてますが、去年の12月25日に全体研修という形で実施させていただいた日がとてもよくなかったんですけれども、3連休の最後の日で、しかもクリスマスということで、なかなかとんでもない日にやっちゃって申し訳なかったですが、60名の募集に対して70名参加していただきました。

その内訳としましては学生さん、保育園とか保育士を目指しているとか、環境保全活動とかを人文学部とか理学部で考えて学習している学生さんから始まりまして、保護者の方、そして保育園・幼稚園の先生、そして自然体験活動を実際に保全活動をしながら子どもたちに遊びを提供されている方とかが、多様な形で参加をしていただけました。

そういった方たちが改めて安全性とか、それから小さい子どもになりますので、自然体験活動を提供されている方たちは、高校生とか小学校の高学年であれば大人の方と同じように大体話をして、やって授業が実施できるんですけれども、幼稚園の年齢さんの子どもたちとか小学校の低学年になると、普通に話しかけても通用しないので、すごく戸惑いがあるとかといった話が聞かれています。

また園の先生たちは、子どもたちを自然の中へ、森へ連れて行きたいというふうに話されましたけれども、なかなか自然の中での活動への配慮の仕方とかが非常に戸惑いがあるって分かりにくいということで、両方がそれぞれ歩み寄る形を、その研修の中でも連絡・交換し合うような形を取らせていただいています。

またそれ以外に、今、別の授業で進めている自然体験を推進していくためのネットワークを作ろうとしておりますけれども、そういった中で指導者の情報提供とか、活動の要望に対してアドバイスをしていくとかいう形で、養成させていただいた指導者たちにも登録していただいて、利用に資するように繋げていきたいというふうに考えております。

(林委員)

はい、ありがとうございました。

(生涯学習課)

構いませんか、ちょっと補足です。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(生涯学習課 前島)

お手元に、B5版全開マップがありますが、これが幼児期の感動体験で作らせていただいているものです。

今までどこで、保護者が子どもたちの遊べる所が少ないと、森遊びを中心とした。そういったものが分からないということで、こういったマップを作ったところ、先ほど前段に瀬沼の方から説明がありましたけども、去年は八百数十名の参加だったのですが、今年はまだ4月から9月で1,045名ということで、この実施団体あるいはその活動場所でも、小さな子どもたちが森遊びを中心とした親子で遊べる体験活動が進んでるということで、今後これをもっともっと進めていくことで、小さいうちから森や自然に親しんでいくというこの経験を広めていきたいというふうに考えてますので、どうぞよろしくお願いします。

(根小田委員長)

はい、その他ありますか、特に。

どうぞ。

(山中委員)

この間、この間と言っても年が明けて昨年ですが、県の教育長さんともちらっと団体活動のことで話をしましたが、今高知県は特に学力の問題とかいうようなことが出てまして、その話の中でやはり基礎的に学力をつけるためには、いろんな多様な体験活動が非常に大事で、そのことがかえって遠回りなようですけれども、学力・体力に繋がってくるんだというような話を教育長さんとしたんですが。ぜひ積極的に、集まる子どもたち、あるいは集めることを苦勞するかしれませんけども、ぜひたくさんの子供たちが要するに外へ出てくるという、そのことだけでも非常に大きな影響があると思いますので、進めてもらいたいなというふうに思います。

(根小田委員長)

どうぞ。

(井上委員)

確かこの事業だったと思いますが、2年ぐらい前に養成者が使うパンフレットというか、ガイド本みたいなのを作ったと思うんですけども、あの本自体をこういう研修で活用されているんですか。何かモデル事業でいろんな体験を載せて作った、そちらの方の実は委員もやってたんですけど、2年ぐらい前に。

(生涯学習課 瀬沼)

『ビビビ』という名前で、このマップと同じようなシリーズで指導書を作らせていただいています。今年、幼少期の指導者の研修の方はこれから実技研修を実施していくようになりますが、その前段の中で資料として使わせていただいたりとかいう形は、活用させていただいて提示させていただいています。

また、今年ホームページの方でそれを公開してより活用促進して、指導をやりたいという方たちを側面支援するような形での啓発にもまた活用させていただくように、併わせて活用して推進していくように考えております。

(井上委員)

はい。

(根小田委員長)

その他、特にございませんですか。

指導者養成研修等委託料、その委託先が県内 NPO 団体等とあるのは、例えばここに出てくるような団体ということになるわけですか。

(生涯学習課)

それ以外です。

(根小田委員長)

それ以外もあるんですか。

特にほかございませんようでしたら、この案件については基本的に了承ということでしょうか。

(委員一同)

よろしい。

(根小田委員長)

はい、それではそれで進めていただきたいと思います。

(生涯学習課 瀬沼、前島)

どうもありがとうございました。

(根小田委員長)

続きまして、4番目になりますかね、高等学校課の方の「森林環境保全事業費」です。

No. 4 「森林環境保全事業費」 高等学校課

(高等学校課 竹村)

それでは失礼いたします。高等学校課の方から説明をさせていただきます。本年度もいろいろご支援をいただきましてありがとうございます。それでは座って説明させていただきます。

資料の方ですが、資料2の方が4ページの所になると思います。パワーポイントの資料の方は15ページの所からになると思いますので、ご覧になっていただけるとよろしいです。

高等学校課につきましては、森林環境保全事業ということで、次世代を担う高校生を対象として森林や環境に対する理解を深め、森林保全についての意識を高めることをねらいとして実施させていただいております。

この事業を通しまして、森林を擁する中山間地域の生徒さんには、森林や河川の保全に具体的に積極的に取り組むことのできる人材の育成を考えております。また、高知市周辺の学校の生徒さんについては、森林の保全を支援し自らも関わっていくことのできる人材の育成を考えております。

また実際に森林に関わる専門高校、実際農業高校になってくるんですが、農業高校の生徒さんについては、林業の担い手となる人材の育成という所を目的として実施させていただいております。

事業の基本的な考え方としましては、主に体験活動を通しまして、保全・支援それから担い手の育成という3つの柱で実施をしようと考えております。

まず、保全・支援の2つについては、予算の項目の(1)から(3)にあります。まず(1)の所で、「四万十川源流域調査」ということを行っております。そういうことを考えております。

これはご存じのように、県内で唯一設置されておりますが、四万十高校に自然環境コースというコースを設置しております。その生徒を中心にして、四万十川流域、源流域の植生・水生生物の調査とか、そういうのを実際にやっておりますし、森林保水力の調査といったことも大学と連携するような形で実施したりとか、そういうことも行って、森・川・海のつながりを認識して森林環境の総合的な調査・保全というのをやっております。当然、自然環境コースというのを置いておりますので、学校の授業の中にそういう森・川・

海という名前の授業なんかも置いてやっておるのが四万十高校の取り組みでございます。

2つ目としまして、「鏡川流域の調査」ということを考えております。

これも本年度に引き続きということで考えておるんですが、高知北高校の子どもたち、生徒に水生生物の調査とか生態系の学習を、ゴミ拾いも併わせまして行っております。そういう活動をしております。美化活動も併わせて行っております。北高校の位置をご存じの方はお分かりだと思いますが、鏡川のすぐそばにございますので、その清掃活動も併わせて行っていると。浦戸湾の方まで実際に学習に行ったりとかもしております。

これ以外にも竹林の間伐体験とか、間伐を行った竹を利用して作品制作といったような取り組みも、生徒で実施をするように考えております。

この2つについては、本年度に引き続き活動でありまして、実際に調査も行っておりますので、そういうデータを蓄積をしながら後輩にも引き継いでいるというような状況でございます。

3つ目の「間伐材利用事業」ということで、これは幡多農業高校のグリーン環境科の生徒が行っているもので、このグリーン環境科というのが林業に関わる科でございます。

実際に学校の演習林などから出た間伐材を利用して、木材加工・製品の制作等を行って地域に配布する。作ったものを配っていくというようなこともしております。主に幼稚園・保育園といった所に配るようなおもちゃとか、そういう物を作ったりしております。

また、実際に親子木工教室なども開催しまして、一緒にそういう木工製品を作って、その指導を生徒が実際に行ったりというようなことで、地域の方々、子どもさんたちとの関わりということをやっておるのがこういうものでございます。これも、こういうのを次年度も引き続き行いたいというふうに考えております。

2つ目、次に考えてございますのが担い手の育成でございます。

先ほども同様なものがございましたが、農業高校の林業関係の生徒、実際に言いますと高知農業高校の森林総合科、幡多農業高校の先ほど言いましたグリーン環境科といった生徒を対象に、高知県の森林研修センター、先ほど出ましたが土佐山田にあります森林環境センターと連携・協力をいたしまして、林業現場で必要とされる建設機械運転技能や、可搬式林業機械取り扱い技能といったものの、資格を取得するための支援をしていくのがこの事業でございます。

これをやりながら、実際にこれは当然学校の中にもあるんですが、同じような活動はあるんですが、資格が取れるようなものには学校ではなかなかできませんので、それを土佐山田にあります森林研修センター等と連携・協力しながら資格を取得していくというようなもので、次代の林業の担い手の育成というものに繋げていくようにいたしております。

これが合わせまして131万7,000円ということで、今考えておるものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。ご質問やご意見ございましたら、どうぞ。

(林委員)

質問です。ということは、この2番の高校生後継者育成事業というのは、次年度新しく追加されたということですか、ずっと継続されているということですか。

(高等学校課 竹村)

これは本年度も同様に行っております。先ほども別の課から出たと思いますが、同じようなのが。実は合わす形で、あちらは高校だけじゃなくてほかにもあるということでしたが、うちは高校生だけということで、実際に多分あちらのものこちら、我々のと合わす形で行っております。

先ほどは出て来なかったと思いますが、実際結構な人数が希望しております、うち単独ではなかなか、実際に全員の希望を満たすことができない部分があったりします。あちらと合わす形で、具体的に言うと幡多農業高校さんなんかは23年度、今年で言いますと可搬式の林業機械取り扱い、チェーンソーとか、ああいう物の取り扱いのものは39名の希望者がおったりしてますので、それを全員満たすためにはなかなかうち単独では満たしきれない所があります。年によっても増減がありますので、向こうと合わす形でうまく生徒の希望を満たしていくような形を取っております。

(林委員)

今年から委員に入りましたので、分からなくて申し訳ございません。と言うことは先ほどのご報告の、前の方が報告された人数と、こちらの事業での受けた人数はまた別に人数があるということですか。

(高等学校課 竹村)

ええ、多分私どもが把握している人数というのは、学校トータルで全部でどれだけの者が希望して、資格を取得するようにしていったかということでして、向こうさんの確か定員が、15名とか20名とかいう定員があります。うちの方が10名とか15名とかいう定員でやっておりますので、それを合わす形でちょうど生徒のニーズをうまく満たしていくようにしているというのが、事業でございます。

(林委員)

分かりました。

(窪田委員)

よろしいですか。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(窪田委員)

事務局をお願いしたいけど、窓口1つにしませんか。毎回これ出てますけど、この話は。去年も一昨年も出たと思うけど。それで定員をなんぼ、10、15 やったら 25 にして、どちらかで一本にしませんか。事務局の方をお願いしたいですが。

(岩村林業環境政策課長)

事務局というか、そのの。

(窪田委員)

調整は、教育委員会の中の同じ課が2つある中での話だと思うけど。かなり、違う部分是一部あるけど、90 数パーセントは重複しているような内容だと思うんで、予算はそのまま、どっちかが一本化した方がいいのではないのですか。

(事務局)

教委さんの方で、これは事務費の中でバスの借り上げのための費用を環境税でみていただいている、それで実際の報償費とかそういったふうな事業費の方を森づくりさんの方でみていただいているというような説明を、去年度事業担当課さんの方から聞いてますので、実質は同じ事業ですけど費用の出所が違うという、ちょっとそんな形になってるんですよ。

(窪田委員)

そしたら、まとめたらいいじゃないですか。

(窪田委員)

総額を減らすわけではないので。100 万・100 万を 200 万円で一本でやったら同じことだと思うんですけど、すごくややこしい話に毎回なっているの。

(事務局)

はい。平成 20 年度に事業が立ち上がった時に、どうしても経費配分というか、費用の出す意味ですよ、そこの所でさびわけがあって今の形になっているのかなと。

(窪田委員)

当初、対象者が違うという話やったと思うんですよ、始まった時は。片や高校生だけ、片や高校生だけじゃないという話やったけど、今聞いたら両方ともほとんど幡多農と高知農業の生徒が対象になってるみたいで、基本的にはもう同じ方向へ両方が行ってるみたいなので、窓口1つにしましょうよ。

予算を減らすとかじゃなくて、予算は一緒にやって、ちょっと内部で話し合いしていただいたらいいんじゃないかと思います。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(片岡委員)

この1番と2番の内訳というのはどうなっているのですか。金額的なことをまとめて書いてあるんで。

(高等学校課 竹村)

1番と2番。

(片岡委員)

内容の1と2がありますよね、理解事業と育成事業の。その中、分かれてますか。

(高等学校課 竹村)

金額でございますか。

(片岡委員)

はい、金額的に。

(高等学校課 竹村)

はい。まず先ほどの四万十川の方の、1番目の高校生森林環境理解事業の方ですね、これが110万7,000円になります。2つ目の高校生後継者育成事業は21万円になります。

(根小田委員長)

どうぞ。

(山中委員)

先ほども出たような内容は、今までも若干話が出ていたんですが、事業そのものは私は非常にいいというように思っていますが、やった後をいかにそれを効率的に活かしていくかという、そのことがつまり資料をどういうように集めて、そして活用していくかと。

これは生涯学習課のことも同じなんですが、そういうことで報告をしていけば裾野を広げていくことも可能性というのはあるのではなかろうかと。他の高校生から他の高校へも、資料を作って資料を配布してとか、そこの辺りをいろいろお忙しいと思いますけれども、事業効率というか。こういう面もまた関係の課と話し合いをされたらというように思います。

(高等学校課 竹村)

はい、ありがとうございます。また高等学校の方にも実際その活動を、中学生・小学生なんかにも活動を周知して、学校の活性化にも繋げていきたいと思っております。ありがとうございます。

(根小田委員長)

その他、よろしいでしょうか。

後継者養成というか、その部分は対象、ある事業内容はほとんど同じことをやってるんで、ちょっと窓口2本立てというのはおかしな話だなと感じます。

(久保課長補佐)

窪田委員と委員長の方から今ご指摘を受けた点につきましても、県内部のお金の出し方の問題とかが関わってくると思うんですけども、なお調整させていただいて、24年度は1本化できるとはちょっとこの場ではよう言いきれない所なんですけれども、そこは検討させていただくということで事務局からお願いさせていただきたいと思います。

(根小田委員長)

教育委員会はバス代しか出せないとか、そんな話ですか。

(久保課長補佐)

まあ、そうですね。

(片岡委員)

そうになったらそうなったで、分かりやすいように説明していただいたらと思いますけど。

(久保課長補佐)

はい。

(林委員)

県の内部では今までのとおりで構いませんけれど、ここの基金に対する事業という整理は1本化していただけたらと思います。

(久保課長補佐)

はい、おっしゃるとおりです。

(根小田委員長)

はい。その辺が委員会の意見として付託するということで、この案件を了承するということにしたいと思います。

この課の方の事業については以上ですか。

(高等学校課 竹村)

はい。

(根小田委員長)

次の林業環境政策課は、これ1、2、3、4、5つの案件全部、連続で説明していただくことになりますか。

No. 5 「森づくりへの理解と参加を促す広報事業費」 林業環境政策課

(林業環境政策課 出口)

はい、お待たせしました。資料2の事業提案書の5ページの方をよろしく願います。

まず、森林環境税の情報誌『mamori (まもり)』という、ご承知だと思うんですけども、そういった広報誌や、森林環境税のパンフレットの作成などに要する経費の事業でございます。基本的に、継続ということでお願いをしたいと考えております。

この中で、5ページの下の見積額としてある所で、1. パンフレット等作成実施事業費の②が、24年度に初めてエントリーしたいということでございまして、要は実績等、絵的なものフロー的なもので県民の方にお示しするといったことを、単年度ごとに今までやってきてなかったことを受けまして、「森林環境税が何に使われているのかよく分からない」といったようなご意見を、地域座談会などでもいろいろいただいたこともあって、その辺、森林環境税が何をしてきたのかといったようなことを、単年度ごとの実績パンフレットと

して作らせていただきたいなという所が、唯一の新しい部分でございます。

その他は変わっておりません。よろしく申し上げます。

続きまして、6ページよろしく申し上げます。

(事務局)

それぞれの審議ということですから。

(林業環境政策課 出口)

すみません。そしたら広報事業費の方のご審議、よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

5番目からいくわけね、はい。この案件についてまず、ご質問等ありましたら。

(片岡委員)

いいですか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(片岡委員)

座談会等で「学校配布が始まって、内容が子ども向けと大人向けがあって何かバラバラして、どっちかにまとめた方がいいんじゃないか」というご意見もたくさん出てたかと思うんですけど、事務局としては、とりあえずは今年度と同じ方向でいくということですか。

(久保課長補佐)

事務局としては内容の見直し、紙面の方は考えておまして、編集委員でもあります、まさに片岡さんとか、川村委員さんにもちょっとご相談を、紙面の見直しをさせていただきたいと考えております。

(片岡委員)

この金額でいくと、基本的に学校配布はそのまま継続ということですか。

(久保課長補佐)

ええ。今のイメージでは、冊子を子ども向けと大人向けに分けるといような形ではなくて、基本、『mamori』1誌の中で、紙面構成を変えたいというふうに考えてます。発行部数は1回10万5,000部というような形でございます。

(根小田委員長)

今の情報誌のお話ね。

(久保課長補佐)

はい。

(根小田委員長)

10万5,000部ですか、発行部数。

(久保課長補佐)

はい、1回当たりで2回です。

(根小田委員長)

2回ですか。

その他、ご質問ございませんですか。

(時久委員)

ちょっと構いませんか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(時久委員)

予算が下がっているのは、何か大きく見直したとかあるのですか。

(林業環境政策課 出口)

これは平成23年度、今年度は、森林環境税を今後どうしていくのかといったことに対し、県民の方にご意見をいただくためのイベント的な経費を、今年度この事業費の中で積ましていただいたこともあって、今年度限りの経費が来年度は積まれていないという、その分が減っているということでございます。

(時久委員)

はい、ありがとうございます。

(根小田委員長)

どうぞ。

(林委員)

見積額の1番の②の今年度新しくまとめられるという報告書、これはどのような形で、どのような手段と対象、ディスクロージャーの方法、イメージはどのような感じでしょうか。

(林業環境政策課 出口)

例えば森林環境税で活用されているような間伐とか環境教育とか、そういった所の実績。特に間伐とかだったら現場に取材に行って、それらを写真等をまず材料として、それをこちらの方でパンフレットという形に紙面構成を考えて、それを業者さんに委託にかけて、それを市町村、林業関係団体、あと県の方のうちの部の出先機関、林業事務所という出先機関がありますので、そちらの方に配布をして、こういったことをやってきましたといった周知をしていきたいと思っております。

ホームページでもWeb版を掲載させていただくといったような、不特定多数の方に目にしていだけるような努力、手法をとっていきたいと考えております。

(久保課長補佐)

今、パンフレットとかは環境税のを作っているんですけども、これは一般の県民の方が手に取っていつでも見れるようにということで、金融機関をはじめ、さまざまな所へ設置させていただいてるんですけども、今回新たに作る冊子については、ボリューム的にもちょっと、パンフレットとかよりももっと厚みが増すと思いますので、基本的には主だった行政機関をはじめとする、県民の方が目にするようなお送りして、あと県民の方々がアクセスするには、ホームページにPDFのファイルで掲示するといった形で考えています。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(林委員)

環境税を導入している都道府県は他にもあると思うんですけども、他の所でこういう事例はありますか。

(久保課長補佐)

他県の事例でも、やはり単年度ごとに、それぞれの年度の実績ですので、そういったも

のを作っている県は何県か見当たります。

(林委員)

環境税だけについて。

(久保課長補佐)

ええ。ですからやはりその点でちょっと高知県の場合、遅れていたんではないかなという
こともあって、新たに導入。ディスクロージャーとおっしゃいましたけども、より透明
化を図っていくという意味で、作成させていただきたいと考えております。

(根小田委員長)

その他、いかがですか。

(山中委員)

はい。

(根小田委員長)

どうぞ。

(山中委員)

広報は、事業推進で私は非常に大事だというように思うんですが、うまく作ろうという
ことをやっていきますと、かなり詰め込んだ内容になりやすくなる傾向がありますよね。
若干、それを工夫しながらカラーにしたり、いろいろ矢印を引っぱったりとかいうことにな
ると、一般の県民の方はややこしくなると目を通さない傾向が非常に強くあると思いま
す。簡潔にして要点が分かるといいですね。少し関心のある方は、かなり突っ込んで見て
いるというようなこともあると思うんですが。

非常に広報誌は、我々もいろんな所で若干関わったんですが難しい、大事だけれども非
常に難しいということがあると思うんですが。それから経費もかなり要るんですよ。だ
からかなり工夫をして、しかも1年で終わるのではなく、これからの継続性も考えられる
というような状況の中で、いかに効率的な物を作っていくかという。そして効率化させて
いくかという、浸透していくかという、そういう所が非常に大事になってくると思うん
ですが。

もう1つは、広報誌と共に、先ほどホームページのことがありましたが、これの書き込
みとか、双方向のやり取りとかいうようなことなども考えておられるわけですか。そうい
う所は。

(林業環境政策課 出口)

ホームページ上で例えば掲示板、BBS とかを作ったりとか、森林環境税のページの中で、それは現在のところはないですね。

(山中委員)

難しい。

(久保課長補佐)

セキュリティとかの問題があって、行政のホームページでは、なかなかそういう双方向のやり取りというのは、即座にできるか、メールでのお問い合わせとか、そういったものは承っておりますが。事例としてはフェイスブックとかを使って、双方向で即座にやり取りできるような取り組みをやっている自治体も、今出てきてはおりますけれども。

(井上委員)

はい。

(根小田委員長)

どうぞ。

(井上委員)

パンフレットというとやはり情報発信のツールというか、1つの手段であったので、このパンフレットと情報誌の、例えば『mamori』の、ずっと見ているので分かるんですけど、役割分担とか、誰に対してどういう情報を届けるかとかってというのはどうなんですか。

あと県の広報誌も、県独自の広報誌で「環境税の使い道」とかっていう特集をやってるわけなので、そこをうまく情報発信、整理すればもうちょっと。さっきやっぱり言われたように、本当に環境税は多岐にわたっているので、環境教育から山の管理までみたいに入ったら、非常にふわっとしてる所だと思うので、そこがうまく。例えばこのパンフレット自体は、今回でいくと予算の大枠が1億円以上あるのは山の管理の方なので、そこに特化したものにしていく。で、他の情報発信は『mamori』とか、その県の広報誌を使うとか、そこら辺の切り分け方とかというのはどうなんですかね。

県の広報誌であれば、もうちょっと別の経費で発信できるわけで、結局は同じ紙媒体ですよね。

(久保課長補佐)

そのパブリシティの面では、やはり行政としては非常に弱い部分がありますので、是非また井上さんにもアドバイスをいただきながら、次年度に向けて取り組んでいきたいと思

っておりますので、よろしくお願いします。

お答えになってないようですが。

(井上委員)

けどそうしないと、パンフレットは毎年作ったりしているんじゃないですかね。

(根小田委員長)

費用対効果ね。

(井上委員)

ですよ。

(根小田委員長)

その実績報告もそうなんだけど、確かに「実績どうなってるんだ」と問い合わせはあるんだけど、出来上がったものっていうのはあまり読まないんだよね。そこら辺、どうしたらいいのかな。

(井上委員)

報告書があるんで、本当に深く知りたい人は報告書を読むと思うんですよ。であれば、このパンフレットの役割が結局かぶってくるわけで、ちょっとデザイン的にきれいに見やすくなるのかもしれないですけど、やはり主は1億円の大きい事業なので、そこを包括して広報してもなんの問題もないかなと。行政的にも幅広いというか。

(根小田委員長)

そうよね。毎年出すのであれば、1年ごとにちょっと重点とかポイントを決めて、効果的にアピールする方法を考えた方がいいですね。

(岩村林業環境政策課長)

ただ、『さんSUN高知』とか、今回テレビとかでやった分については、予算という形での広報。今回の、結局認められて予算化しますが、この23年度予算はこうだったみたいなことでのことで、こういった使った実績っていう面での周知するツールというのはなかなか、確かになかったりします。

(久保課長補佐)

実際のところ広報経費というのも、座談会とかで回って、井上さんとか片岡さんとかもみんな知っていらっしゃると思いますけど、「広報に金をかけるな」といったようなご意

見も結構ございましたし、その半面で環境税のことが知られていないとか、全く 180 度違うようなご意見とかがあったりしまして。

昨年度から、パンフレットにかかる経費代とか、それもかなり切り詰めた上で部数はかなり増やして、経費面では努力をさせていただいているというふうには考えておるんですが。その相手方、県民の方への到達手段ですよね。その仕掛けづくりという面では、やはり弱い部分があるのかなと思いますので、また井上さんに是非アドバイスをいただきながらやらせていただきたいと思います。

(根小田委員長)

よろしいですかね。はい、どうぞ。

(林委員)

環境のことに関しては、高知県としては森林環境税だけではないと思うんですけども、そういう面、つまり高知県全体の環境に関する、いわゆるディスクロージャーの部分との関係で何かありますか。

(岩村林業環境政策課長)

それもうちの運営になるんですけども、『環境白書』というものを毎年、ちょっと小冊子なんですけども、かなり詳細の。うちの森林環境も含んだ環境全体の、そういった広報紙的なものはまた冊子に作って、それでホームページにも出してるんですけども、それは取りまとめてやっております。

(林委員)

それとは別個に作るということは、やはり森林環境税の使われ方についてもディスクロージャーされていると。

(岩村林業環境政策課長)

そうですね。これはやはり超過課税ということでご理解を得てやっておりますので、やはりこうやってやっている以上は、説明責任という意味で周知していくべきだと考えています。

(林委員)

はい。

(根小田委員長)

ほか、特にならなければいいです。

いろいろご意見が出ました。工夫の余地ありで、そこを考えていただくということで、基本的には、この予算でやっていただいでよろしいですかね。

(林業環境政策課)

ありがとうございました。

(根小田委員長)

それでは次の6番目の案件をお願いします。

No. 6 「こうち山の日推進事業費」 林業環境政策課

(林業環境政策課 出口)

はい、ちょっと時間も押しておりますので。

「こうち山の日推進事業費」でございます。6ページです。

目的及び背景なんですけれども、人と木の共生を基本理念とした「木の文化県構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めてもらうことを制定趣旨とした「こうち山の日」を中心に行われる県民活動を支援する、といったのが大目的でございます。

中身といたしましては、1番、「こうち山の日県民参加支援事業委託料」。

これは県民の方に、ボランティア活動などをやりませんかといったような呼びかけを、すでにボランティアとして活動されている方々に担っていただいて、県民参加の森づくり、直接山に県民の方が入って行くための仕掛け云々を、既存のボランティアさんの組織するネットワークグループをお願いしているものでございます。

それと、「2012 四国山の日 in こうち」の運営を委託するとありますけれども、平成16年に「四国山の日」が制定されて以来、四国四県持ち回りで、四国山の日に関するイベントを実施をしてきておりまして、来年度、24年度に3まわり目として高知県の方でやることと決定いたしました。その「四国山の日 in こうち」を実施するために必要な経費を、今回この委託料の中で計上させていただいております、こうち山の日ボランティアネットワークという、県内のボランティアで組織するネットワークグループに、そのお仕事をお願いをしたいということでございます。

この部分が来年度の限り経費として、今までの既存の事業内容から唯一変わった点でございます。

もう1つ、2番、「こうち山の日推進事業費補助金」。

県民の方の、こうち山の日制定趣旨に賛同した県民の方々の自発的な活動を支援するというので、平成15年度に森林環境税が始まって以来、唯一と言ってもいいかもしれませんが、1期目から継続をしている事業でございます。

この事業につきましても、今年度の予算額よりも若干、実績ベースに落とした形でエントリーをさせていただきたいと思っております。1番と2番の事業それぞれ、213万3,000円と976万8,000円の、合わせて1,190万1,000円の予算をお願いしたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、6番の案件ですが、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(片岡委員)

いいですか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(片岡委員)

こうち山の日推進事業の方で、山の日が急に何か今年とったとかで、1団体当たりの金額を上げたりとかしてきたと思うんですけど、それに対する変わってきたこととかあってありますか。

(久保課長補佐)

応募自体は何件かあったんですけども、審査した中で、これは「森と緑の会」の方への補助事業でやっているんですけども、そちらの方の審査会の中で、実際にアッパー100万円、上限というような事業を、2件というカウントで積算して補助金を出してたんですけど、審査会の中で事業内容が精査された結果、なかなか100万円という上限の金額を使うような団体がなかったというようなことで、あっても金額的に査定されてだいぶ落とされたといったような状況がありまして、24年度については50万円まで落とした形で、あとは実績ベース、先ほども説明しましたが、その金額で今もうほぼ見込値が出てますので、その数字で予算を計上させてもらっています。

(根小田委員長)

はい、その他ないですか。

11月11日に行われる、いろんなイベントを支援するということですね、基本的に。

(久保課長補佐)

11月11日を中心としたその前後、数カ月程度のイメージですけど。

(根小田委員長)

四国山の日というのは今年だけなんですか。

(久保課長補佐)

四県が持ち回りでやっていますので、今回、24年度で高知が3順目になります。

(山中委員)

場所は、やはり前回と同じような甫喜ヶ峰辺りになるんですか。

(久保課長補佐)

四国山の日ネットワークと、四県の中でもいろいろ議論がありまして、かなり、今年度やりました香川県に比べても簡素化しましょうという形で、考えておるのは、今のイメージでは式典があります。四国山の日賞という表彰式等があつて、その事例発表とか、そういったことを当日高知市内でやりまして、あとは意見交換会といったような、常時ボランティアと県民の、一般の方々参加によるような行事を考えておりまして。翌日は講師で来ていただいた方の、現地でフィールドワークとか、そういった所を視察していただくといったような形を考えています。

(根小田委員長)

その他、特にございませんですかね。時間の関係もありますので、ちょっと次に進みたいと思います。よろしいでしょうか、今の案件。

はい、それでは7番目をお願いします。

No. 7 「山の学習総合支援事業費」 林業環境政策課

(林業環境政策課 出口)

資料2の事業提案書の7ページ、よろしくをお願いします。「山の学習総合支援事業費」でございます。

事業が3つに分かれておりまして、まず目的なんですけれども、「木の文化」を身に付け、活動できる人材を養成すると共に、木や森に関わる人々の技術や伝統を次代に伝える。また、将来を担う子どもたちに「木の文化」が身に付くような学習への支援を行う、といったことでございます。

内容といたしまして、1番、「山の学習支援事業費補助金」。総合的な学習の時間において、年間を通して森林環境学習を実施する小中学校へ、学校独自の取り組みを進めるために補助をいたします。

続きまして2番、「山の一日先生派遣事業費補助金」。森林環境教育を推進するため、出前出張形式で派遣を行う団体又は個人に対して補助をします。

3番、「学校林等整備事業費補助金」。森林環境教育の場として期待されている、学校林を整備し活用することによって、次代を担う子どもたちが、森林環境教育を通じて社会への適応能力を育むとともに、森林への理解と関わりを高める環境を創出していきます。

この3本の事業で、いずれも継続でございます。

金額面でいきますと、見積額として山の学習支援事業費補助金1千万円、23年度の実績ベースでございます。山の一日先生派遣事業費補助金、これもほぼ実績ベースでございます。学校林等整備事業費補助金、事業地の厳選・精査をした結果、事業費は23年度よりも約半額ぐらいにはなっておりますけれども、122万1,000円の、合わせて1,651万9,000円のエントリーをさせていただいております。

いずれも継続事業ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

(根小田委員長)

はい、いかがでしょう、ご質問等ございませんか。

どうぞ。

(井上委員)

これなんですけども、実は去年、山の一日先生派遣事業、個人で補助金をいただいて、嶺北地域の子どもたちに環境教育を実施したんですけども。例えばチラシを作って、こういう先生を派遣しますよというふうに広報をしに行った時に、確か「山の学習支援事業がうちは取っているので、環境教育は間に合っています」みたいな感じで言われていて。

同じ所の出所で事業がダブって、結局何かというと、上の方は学校が主体でやる、下の方はNPOとか個人が主体で環境教育を推進していく、目的は一緒なんですけれどもね。結構そういうダブりがあつたりした時があつたので。それでそこは、別の所はダブってるんですけども、回数1回増えるんで。それと合わせて、例えば3年生をやってたんですけど、4年生も一緒にやりましょうという形で、別の日に分けてやつたりしたことがあつたんですけども。

何かその、主体が違うのであれなんですけども、結局下の2の方も、このやる時間というのは結局、総合学習の時間になってくるわけですよ、放課後とかではないので。となると、何かもうちょっとこの事業自体、同じ予算なので住み分けができないかなと、個人的に現場の方で思ったんですけども。

(林業環境政策課 出口)

そのお話は、うちら肌で感じてる所も実はありまして、やってることは同じなんですよ。どういうやり方で事業を実施していくかの方法論の違いだけで、やること自体は同じなん

ですよね。

(井上委員)

そうですね。

(林業環境政策課 出口)

ずっとこれも1期目から続いている事業でして、その事業の整理、「森林環境税は事業が多くて分かりづらい」といったようなご意見もたくさんいただいておりますので、事業の統合・見直し、その辺を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

誰に補助するのか、というのもちょっと違うんですけど、「森と緑の会」で、補助金として山の一日は流させてもらって、それで山の学習支援事業は市町村教委さんという、この、補助の相手方が違う。で、やっていることは同じなんです。

(井上委員)

ここ、一日先生をとった所って広報は結構大変なんですね。時間もタイトの中でやるんですけど、広報大変で、学校にわざわざ説明しに行ったら、同じ環境税の事業で、事業ができなかったこともあったので、なんかもったいないというか何というか。

(窪田委員)

ゆとり教育もどんどんなくなっていくって話だから。

(根小田委員長)

どうぞ。

(時久委員)

同じことで。学校の方が困ったというか、同じことなんですけど、学校が予算をたてた時にいざやり始めたら、講師謝金、講師の先生をお呼びするのに、例えば情報交流館なんかであるつもりだったら、「あらっ、ない」とか。逆にきちっととってる学校は、「こういうようなことで支援しますよ」と言っても、それこそ「いや、とってます」みたいなことで、ダブリ込みが難しい、できないので、だから妙に行き違いがあったというのが今までの経験ですけど。

だんだん慣れてきて、これはここで応援していただくとかいう、誰が応援して下さるのかというのが、学校の方が初めてやった時にはつかみ切れていない所があったんですけど、だんだん「これはこれ、これはこれ」とやり出した学校については、整理ができてきたかなというようなことを思います。

これ自体が子どもを育てるのにとっても大事な、今事業になっていて。山の活動というのは、先生たちが教室から出て子どもたちを野外に連れて行くということが、これが本当に教育委員会がいろいろやっていく時に一番の課題で、どうしても教室から外へも出て行ってほしいということがあるのですが、それをこの予算があることでできるという。

それで実際子どもたちがフィールドへ出て行くと、得るものがたくさんあって。今年も山に登るまで、先生ができないかとか思ってたのですが、これ何個も無理やりとってもらったら、どんどん山へ行って先生自身が変革していくというようなことがあって。この事業は本当に、将来の担い手を育てていくのにとっても大事な事業だというように思っています。

(根小田委員長)

総合学習の時間というのは、今後も従来と同じように確保されるんですか。

(時久委員)

そうですね。でも、小学校3年生以上で年間70時間。ということは1週間に2時間あるので、組み合わせれば2週間で4時間、半日とれるっていう。だから3週間集めたら1日とれるので、山なんかには上るのは十分時間があります。

(根小田委員長)

なんか学力問題とかゆとり教育がどうやったとかいう話で、時間、そういうのはないんですか。

(時久委員)

なんて言うか、先生たちが子どもを主体にしていくという所がとても弱くて、その辺に、最後に課題が残っていくと思うんですけど。学力というのはいわゆるペーパーで計れる学力と、人間として育てていくすごく大事な学力と、全部が一緒になっているのですが、どっちかいうとペーパーで計れる方が数字で出てきているので、そこの課題を、県教育委員会は今そこも弱いのでやってるんですけど。一方の、本当に生きる力の分がないと子どもはいけないので、この総合をきちんとやっていったら、思考判断とか発想力が本当に高くなって、本当に実績として高くなります。

(根小田委員長)

おっしゃることは分かるんですけど。

いよいよ教育委員会が、上の方から「時間減らせ」と。そんなゆとり教育の時間や総合学習なんていらんと思うというような、そういう動きはありませんか。

(時久委員)

それはいいですね。今、新しい指導要領で、総合的な学習時間が105から70に減ってしまったのですが、そこには外国語活動とかいろいろ入ったものがのいたりしたこともあるので、70時間で十分、それを活用したりいうことでできると思います。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

(井上委員)

まず1の方を、環境教育をやる事業の実施の活動費にして、2の方を、先生を派遣するのではなくて企画者を派遣してあげて、学校と一緒に企画して考えるということであつたら、すごく本格的になるかなと思うんですけど。例えば、学校へ行って思うのが、すごく先生の時間が少ないので、実際こういう環境教育のを組めと言われても、なかなか総合学習で組めないと思うので、そこに対するアドバイス。例えば情報交流館の方みたいな人が行って、事業実施費用は1の方で学校がやるとか。そうなるとちょっと今まで、従来やっている所が混乱したりするかもしれないですけど、そういう方が。

(久保課長補佐)

そうですね。

(井上委員)

意義があるかなと思う。事業の実施費、環境教育の実施は1だけにして、2というのはどっちかという企画できる人が、これを両方セットで考えた方がいいと思いますけども。その方が強く。結局1でお金をとつても、どこかの、情報交流館みたいな所には相談に行くわけじゃないですか、どっちにしる。自分独自でできるっていうのはなかなか範囲が限られてて、そうすると例えば、総合学習3コマ分を本格的に企画して事業実施しましょうとか、そういうことができるかなと思うので、そんなことを、いいかなと感じました。

(根小田委員長)

工夫の余地ありやね、実施の仕方にね。そういうことですね。お金の出し方の問題もあるでしょうし。

(岩村林業環境政策課長)

両委員さんのお話を合せると何かいいものが、いい進め方ができそうな気がします。

(根小田委員長)

予定の時間から前に大幅に遅れておりますが、7番目はよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(根小田委員長)

あとどうしましょう、事務局、スケジュールですけど。
全部待っていただいているのと違いますか、ひょっとして。

(事務局)

はい、午前のしんがりの環境共生課さんには、いっぺん退席、帰っていただきまして、それで午後1番に環境共生課さんの希少野生植物の所から再開させていただきたいと。

(根小田委員長)

それなら鳥獣対策の所までやると。

(事務局)

ええ、もう来ていただいておりますので。ちょっと12時を越すとは思いますがけれども。

(根小田委員長)

そしたら8番目から、9番目はちょっと急いでね。

No. 8 「森林保全ボランティア活動推進事業費」 林業環境政策課

(林業環境政策課 出口)

はい、8ページをお願いいたします。

「森林保全ボランティア活動推進事業費」でございます。森林保全ボランティア団体の設立や、間伐活動を支援していくといったような事業でございます。

内容といたしましては、「森林保全ボランティア作業安全研修委託料」と、それと2番といたしまして、「森林保全ボランティア活動推進事業費補助金」、いずれも継続案件でございます。

安全研修につきましては、まだボランティアさんの方のなりたてといたしますか、そういった方々を中心に研修のプログラムを組んでいたんですけども、一通り技術を習得した方、ベテランの域に達しそうな方でも、研修後、新規に受けていただけるようなプログラムをこちらの方で考えて、中堅者向け研修も1つ付け加えてエントリーをさせていただい

ております。

それと2番、ボランティア活動推進事業費補助金なんですけれども、ボランティア団体さんの設立の時の機械・機具、チェーンソー等の補助は従来からあります。地域通貨の交付として、間伐をしたその対価として地域通貨を発行する事業も継続でございます。

唯一、ちょっとマイナーチェンジさせていただいてる部分がございます、事業の概要の2の③の所で、間伐と森林整備の実施に対して、必要な機械経費等の補助といったことを、新たにメニューとして付けさせていただきたいと考えております。

これ、地域通貨券を流通がされている市町村と、そうでない市町村が実はございまして、その地域通貨券が流通している市町村で活躍されているボランティアさんだけしか、この事業のメリットはないのか、といったような問題がやはりございまして。で、ヘクター当たりいくら支援するかという議論も、今後詰めていかないといかんですけれども、補助金として機械経費相当分を支援していくメニューも、新たに付け加えさせていただきたいというふうに考えております。これが唯一付け加わった所でございます。

(久保課長補佐)

「生き活きこうちの森づくり推進事業」というのを、23年度までやってたんですが、こちらの方は廃止しまして、先ほど説明のありました間伐等の森林整備の実施に対して必要な機械器具経費等の補助という所でヘクター当たり単価設定をして、地域住民の方とかが参加しても、森づくり活動に対して補助をするというような合わせで考えています。

(林業環境政策課 出口)

はい、すべての事業費を合わせて486万円のエントリーでございます。よろしくお願いたします。

(根小田委員長)

2の③というのは要するに地域通貨券、地域通貨が流通してない市町村対象という意味ですか。そうじゃない。

(林業環境政策課 出口)

そこも今から詰めていかないかんですけれども、地域通貨券の仕組みが出来上がってる市町村さんは、やはりその仕組みはうちの事業のために、その仕組みを今までこしらえてきてくれたたということで、それを崩すということにはしたくないんですね。

それで、ボランティアさん等が選択できるような形はとれないものだろうかといったようなことを、今アイデアとしては持っております。今から詰めていかないかんことではあります。

(根小田委員長)

はい。

(井上委員)

地域通貨は、今仁淀が進めてる、あの分ですか。

(林業環境政策課 出口)

あの「モリ券」、森のモリ券とはまた別です。

(井上委員)

汗見ですか。

(林業環境政策課 出口)

本山町でしたら、本山町の地域通貨券はうちの事業で発行していただいているんですけど、汗見山の会さんとか吉野川森林救援隊さんが、この事業を今年度も活用していただいております。

(井上委員)

モリ券じゃないんですね。

(林業環境政策課)

モリ券は、「土佐の森（土佐の森・救援隊）」さんが発行している。で、うちの事業の地域通貨券は、市町村さんが地元の商工会さんと協定を結んで使える、この事業のための地域通貨券ということで作っていただいている。

(井上委員)

今回はどっちかと言うと、嶺北とかNPOに使えるような形になってますね。

(林業環境政策課 出口)

全県下、地域通貨券の流通の仕組みのない市町村さんて、かなりあるんですよ。そういった所からのニーズが、機械経費をそのまま補助するという面で需要が出てくるかもしれないと、期待をしているという所です。

(窪田委員)

機械経費って、具体的に何。

(林業環境政策課 出口)

うちの積み上げの世界なんですけど、油代ですよ。

(窪田委員)

燃料代。

(林業環境政策課 出口)

燃料代もそうですし、一応ここでもチェーンソーの損料とか、そんな所から積んでるんですよ。減価償却していきますので。あと、現場に行くまでの旅費相当額ですよ。

(窪田委員)

チェーンソーを減価償却している？

(林業環境政策課 出口)

損料も積んでますよ、すごい微々たる額ですが。それで予算を要求してました、今まで。

(窪田委員)

チェーンソー以外にもあるんですか？

(林業環境政策課 出口)

草刈り機とか。

(窪田委員)

ああ、刈り払い機。

(林業環境政策課 出口)

刈り払い機もありますので。低木やったらもう伸ばそうとか、低木類やったら刈り払い機でやるボランティアさんもおられますので。

(久保課長補佐)

新たに創設する機械経費等の補助についての地域通貨と、同等額を今イメージしてますので、その「生き活き」とかの単価よりはもうかなり押さえていますので。

(林業環境政策課 出口)

どうしてもボランティアが動いていただくということなんで。それで造林事業費とかだったら、ヘクタール10万円位の事業費が出てきますけど。

(久保課長補佐)

当然、賃金分とか見込んだボランティアの方がやってる作業ですので、批判も受けかねませんので。

(片岡委員)

個人的には2番より3番の方を、金額を下げた方がいいと思いますよ。なぜかというとならば3番は現金なので、どう考えたって、それは現金が結局使い勝手がいいからそっちへ流れて、結局2番が消えてしまうという可能性もある。

(林業環境政策課 出口)

結局、地元で金が落ちないという現象、費用で使っちゃうとか、そんなことにもなりかねない。

(片岡委員)

そして、2番を止めて、地域で使う用事が多い団体さんは、なるべく地域通貨券でしてもらいようなことに持っていくような感じにした方がいいと思います。

(林業環境政策課 出口)

はい。

(窪田委員)

これちょっと教えて。ボランティアで間伐なり切捨てをやって、それ森林組合から補助金申請が上がってきてるんですか？

(林業環境政策課 出口)

違いますよ。

(窪田委員)

全然そこは入ってないよね。

(林業環境政策課 出口)

入ってないです、入ってないです。

(窪田委員)

切捨てのあれにも、後で出てくる8万円の。

(林業環境政策課 出口)

入ってないです。二重申請の危険性があるんですよ、実際のところ。

(窪田委員)

それ全然、チェック入りゆう。

(林業環境政策課 出口)

それは、林業事務所の方でチェックを入れてもらっています。

(窪田委員)

事業体が代理申請で上げてきたらチェックかからんとに、機械でほとんどただになって、補助金で人夫賃はどっさり出てきてという、すごく恐いおそれがあるよ、これ。あまりここをお手盛りすると。

(林業環境政策課 出口)

その危険性は前から指摘はされています。

その辺、林業事務所のチェック体制というものは一定整えています。振興課の中に間伐セクションと振興セクションがあって、ボランティア活動も間伐の係りの者が担当している事務所もあるんですけど、そっちの方がよりチェックがかかりやすいですね。

(窪田委員)

それともう1点は、ボランティアしゆう人は年に何日かやけど、それ以外で現実に現場に仕事のそれで入っている話もないわけ？

(林業環境政策課 出口)

ないですね。

例えばAさんという方が、ボランティアとしての自らの活動が年間10日位あったとして。

(窪田委員)

あって、200日は普通は林業をしているとか。

(林業環境政策課 出口)

それは実態的には、根を詰めて調べたことはないですけど。

(窪田委員)

環境税の事業はボランティアだけしている部分への補助みたいな感じやったね。教育も含めて、安全研修も含めて。

(林業環境政策課 出口)

ええ。

(窪田委員)

それやったら別にええんだと思うんやけど。実際、それが仕事をしゆう人らがやりだしたら、機械もどっちのものや分からんなったりとか、燃料経費もどっちのものを出しゆうや分からんなったりする。

(久保課長補佐)

この地域通貨にかかる分は、その恐れはまずないと。

(根小田委員長)

僕は素人やから、ボランティアいうたらほんまにボランティアで、生業と全然違うことをやる人がボランティアになってくれたと。

(窪田委員)

そうそう、僕らもそういう理解なんです。

(片岡委員)

でも結局、ボランティア団体としてやる時に、やはり指導をしてもらう人がまず必要なんですよ。その人はやはりプロじゃないとまず難しいので、じゃあ、その人はただ働きで終わるのか、みんなはいくらかもらってということもあるので、だから一概に金儲けのためだけではなくて、かぶっている人は当然何人かいるとは思いますがね。

(窪田委員)

人的にかぶるがは、構わないと思いますよ。

(片岡委員)

まあ、そのお金の面でどうなるかというのは、団体さんがしっかりやらないといけない。

(窪田委員)

ボランティアはあくまでボランティアだから、こういう格好の補助をいろいろしようと

しているのに、結果として、それで除伐なり切捨てをやった時に代理申請で、普通の間伐補助金にしても、普通の間伐の補助金の方の申請に、代理申請。まあ間伐は5ha位かかっている、そんなにならんとは思うけど、切捨ての場合は今度0.1haからいく話になっているじゃないですか。上がってきた時にちょっとチェックはどこかでかけんと、両方からの云々が。

(林業環境政策課 出口)

本課における立場、スタッフとしては、林業改革課の方からシステム上の造林データ、その記録データをうちは必ずもらうようにしていきますので、それと申請が上がってきたやつを突き合わせ、それはやっていきますので。

(窪田委員)

ただけど、分かりますか？

(林業環境政策課 出口)

分かるけど、今度はそうなる図面がどうなのかとかですね。

(窪田委員)

そうそう、場所の特定だけしか、そのチェックできないでしょ？

(林業環境政策課 出口)

字(あざ)地番が一緒やったら、明らかに疑わしいんですけど、隣地番やったとしても実は一緒ではないかなどと疑い出したらきりがありませんよね。それでもう図面チェックしかないですね、あとは。

(山中委員)

以前は現場検証をやりましたよね、全部。今はそんなことできませんよね。

(窪田委員)

それも無理ですね。

(片岡委員)

これだけ増えたらちょっと無理ですね。

(林業環境政策課 出口)

そこは事業の執行に対する体制ですよ。検査体制も含めて検討してまいりますので。

(窪田委員)

切捨てのやつも同じ環境税から、今回後から出てくると思うから、両方からいかんように重複せんように、そこだけはチェックを。

(根小田委員長)

その点を特に留意していただいて。実際に来年度、24年度やってみて、実態を少し注意深く見ていただくということで。

(事務局)

窪田委員のご指摘の所、補助金の事務としては、この関係課は大丈夫ということですので、その点についてはまた検討していきたいと思います。

(根小田委員長)

そういうことで。

それでは、9番目ですね。

No. 9 「運営委員会等開催費等（木の文化賞含む）」 林業環境政策課

(林業環境政策課 出口)

はい、基金運営委員会のこの開催にかかる経費でございます。

24年度は環境税の最終年度ということもあって、3期目のこの森林環境税のあり方といった所についても、県庁内部で検討した内容を報告する機会が、恐らく増えてくると思いますので、回数が一応6回と。で、今年行けたら先進地視察も1回行きたいなと、いったような経費が積み上がっての215万2,000円でのエントリーでございます。

この9番はもう1つあって、10ページをご覧いただきたいんですけど、「木の文化賞」も開催しておるところなんですけど、それにかかる経費も19万8,000円ということで、今年度と同様の額でお願いしたいと思っております。

この2つなんで、よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

9番目の案件はあまり問題ないと思うんですけど、委員会どうですか。よろしいですかね。

(委員一同)

いいです。

(根小田委員長)

はい、それでは10番目をやってくれますか。

No. 10 「シカ広域捕獲推進事業費補助金 等」 鳥獣対策課

(鳥獣対策課 梶原)

鳥獣対策課の梶原と言います。お世話になっております。

早速、シカの広域捕獲推進事業費補助金について説明させていただきます。

まずは11ページ、10の1というのをご覧いただきたいんですけども、目的としては、ニホンジカの生息密度が高い地域において、広域的な連携捕獲やその対策への取り組みを行う、ということを目的にしております。

前年度は実は、内容の中でbの方というのはやっていたのですが、更にaの方をこの資料では追加させていただいております。

aの「シカ対策実施隊事業」というのがございまして、こちらの方は、市町村の「鳥獣被害対策実施隊」にシカ対策実施隊を編成し、県境域等のシカ生息密度の高い地域において捕獲を行います。

それからbの「シカ連携捕獲推進事業」といいますのは、他県の市町村や県内市町村と連携捕獲にかかる経費とか、市町村、狩猟者、農林業者等による広域的な捕獲対策への取り組みを進めること、そういう経費をみていくということにしております。

見積額として、補助金として4,800万円ということを上げさせていただいております。

補助率は、定額として1市町村当たり300万円を上限といたします。

パワーポイントの方を見ていただきたいと思います。ちょっと分かりにくいと思いますので、パワーポイントで説明をさせていただきます。

まず、先ほどaとありましたが、これを前へ書かせていただきました。「シカ対策実施隊事業」ですけれども、市町村の鳥獣被害対策実施隊にシカの対策専門の実施隊を編成するというのを考えております。で、県境域等のシカの生息数の多い地域において捕獲をするということで、1日一人当たり7千円の日当と、山の方へ行ったりとか、あと銃猟をする場合の手間代。それから罠の場合も、シカがかかると結構暴れてワイヤーが切れたり等もございまして、その狩猟手当て3千円、1日当たり1万円をみるということを考えております。

シカの実施隊の概要を絵で示させていただきましたけれども、鳥獣被害対策実施隊の免許を持っている方の中から、シカ対策実施隊を編成すると。これは市町村ごとに編成するということになります。

今まで、シカの対策ということで説明させていただく中で、実は2つ、鳥獣関係の法律がある中で、農林水産省の方に「鳥獣被害防止特別措置法」、特措法という法律がござい

まして、平成 19 年度に整備したものなんですけれども、この法律の趣旨というのが、市町村が主体的に鳥獣による農林水産業被害を総合的に防ぐと、そういうことの取り組みに対して支援をするということで、いろんな補助金等、制度等が組み立てられています。

その概要として、この事業実施というか、法律に基づいて市町村は被害防止計画を作成するというようになっております。この防止計画を作った段階で市町村は、財政支援だとか権限委譲だとか、人材の確保に対してもいろんな支援措置が受けれるという法律になっております。

実はこの被害防止計画の作成状況というものが、23 年度 12 月現在で 27 市町村、34 の市町村のうち 27 市町村で作成されております。

実は去年度までは、半数強の市町村しか作ってなくて、こういう鳥獣被害防止するにあたって対策とともに、こういう計画を作ってぜひそういう財政的な措置も受けてくださいという普及をいたしまして、あと 7 市町村、まだ作成しておりませんが、大分増えてきているという状況でございます。

下の方へ説明させていただいておりますように、実は鳥獣被害防止に対する協議会がないのは田野町、1 市町村になっております。ほかの 6 市町村については、計画を作るように言っていますので、基本的には田野町を除く 33 市町村で、この防止計画が立てられることになると思います。

ちょっと長々と説明してますけれども、実は行き着きたい所は、この人材確保の鳥獣被害対策実施隊の所へ行きたいんですが。

この法律で 3 つ、先ほどの財政支援・権限委譲・人材確保ということで、それぞれ支援が受けられるんですけども、まず財政支援としては、こちらにも書いてありますけれども駆除経費等の経費、市町村が組んだ経費で 8 割が特別交付税措置ということで、国から支援を受けれると。計画を立てれば財政支援が受けれます。

それからあと、いろいろ補助事業があるんですけども、この補助事業で柵を作ったりだとか、罾を買ったりだとかという支援を受けれるようになっております。

それからあと、権限委譲ということで市町村が希望する場合は、都道府県から被害防止のための鳥獣捕獲課の権限が委譲されるということで、実は有害鳥獣の捕獲許可については、例えば保護が必要な鳥獣だとかについては権限を委譲しないですけれども、被害が見られるシカだとかイノシシだとかサルについては、市町村が許可を出しているという状況に今なっております。

それからあと、人材の確保ということで「鳥獣被害対策実施隊」という制度がございまして、これを設置することによっていろんなメリットがあるということでございます。

例えばここに書いてあるように、捕獲隊員は狩猟税の軽減措置というのが受けまして、実は狩猟する時に県が税金を取っているんですが、それが半額になるというふうなメリットがございまして。

それと、ここにかっこ書きで、民間単位の非常勤の公務員ということが書いてあります

が、この隊には当然市町村の職員、公務員もなれるんですが、あといわゆる一般の狩猟者の方が市町村が認めて隊員になりますと、いろいろと公務員に準じた非常勤の公務員というふうな扱いで、いろんなメリットがございます。

「鳥獣被害対策に係る特別交付税措置」ということで、表を作っておりますが、特にこちらの駆除経費等ということで、いろんなものがみれるということがありますが、特にこの鳥獣被害実施隊については、要する経費という書き込みがありまして、かなり様々なものの経費が特別交付税措置で、8割方、国の特別交付税措置が受けれるということになっております。

そのほかに実は、この事業については、こういういろんな広報だとか、研究に対する特別交付税措置というのでもみることができるようになっております。

「鳥獣被害対策実施隊の概要」という所で、これが一番説明したい所なんですけれども、活動内容は「捕獲」という言葉を一応、今回環境税の事業ではメインにしているんですけれども、それ以外にも実は、隊員というのは防護柵の設置とか、その他いろんな防止策についてもできるということになっております。

この隊員という者は、実は市町村が条例か規則に準じたものを作らなければいけないんですけれども、その中で市町村長が市町村の職員から指名する者が一部。それからあと、被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者を、市町村長が任命するということになっております。

ただその任命する中で、捕獲についてちょっと制限がございまして、捕獲される対象鳥獣捕獲員という者がこの中にまたあるんですけれども、その捕獲員に任命されるにあたっては、銃猟による捕獲を行う者であって、過去3年間連続して狩猟者登録を行い、捕獲を適正かつ効果的に行うことのできる者だとか、網とか罠で捕獲する者にあっては、捕獲を適正かつ効果的に行う者ということで、市町村が選んで任命することができるということになります。

実は、この非常勤の実施隊の報酬だとか報償措置については、各市町村が規則とか条例で決めるということになっております。

ここに4つ、優遇ということで詳しく書かせていただきました。

まず、この実施隊に入ると狩猟者の方については、狩猟税が通常の1/2に軽減されるということになります。

それとこれが非常に大きいと思いますが、公務災害の適用ということで、狩猟というのは非常に危険を伴います。この隊へ入りますと、非常勤の公務員ということになりますので、被害対策上の災害対策保障を受けることができます。

それから3番目として、先ほどから説明しておるように、活動経費の8割は特別交付税措置が受けられること。

それからあと、ライフル銃の所持許可の特例というのがありまして、実は散弾所持経験が10年経たないと、ライフルの所持ができないということになっておるんですが、それを

ちょっと軽減できると。銃刀法に規定する部分がちょっと軽減できるということがございます。

この実施隊というのは、実際どういう活動をしているかということで、全国の状況を説明させていただきますと、制度ができて数年になるんですが、まだ全国で87市町村しか設置されておりません。四国では、4県で高知県の香美市のみとなっておりますが、実は香美市の実施隊については、公務員の方だけで民間の方は現状おられないという状況でございます。

全国の実施隊の活動内容というのは、有害鳥獣の捕獲活動、罠等の設置・管理だとか、追い払いだとか、被害捜査・被害調査、その他諸々いろんなものの行動をされております。

ただ、この87市町村しか設置されていないということで、今、それになっている障害というものがあるということを農水省の方が整理しておりまして、その3つの1つとして、市町村経費、出動報酬です。それから保険料等の負担があつて、なかなか市町村が設置できてない状況でございます。

それと、猟友会との調整がなかなか困難だと。

それからもう1つは、新たな有害鳥獣の認定がなかなか確保できないということが指摘されております。

先ほど説明した資料、①のこの事業についてですけれども、その実施隊という国の制度の中から、シカの捕獲する人を選抜してやることに対して、市町村に補助金を出そうという事業でございます。

それから次にbになりますけど、②と書いて「シカの連携捕獲推進事業」ですけれども、これは今年やっております連携捕獲という事業に対して、7千円の日当ということにしていたんですが、なかなか7千円の日当では非常に少ないというお話もございましたので、先ほどの実施隊の事業と同様に日当7千円以内、プラス3千円以内の狩猟手当を出すということを考えております。

これが絵にしたものでございまして、基本的に複数の市町村が連携してやる場合に対して、日当と特別手当をお支払いするというようになっております。

これを連携するにあたって、今年もやったんですが、徳島県・愛媛県ともお話をしますし、それから国の環境事務所だとか森林管理局等もお話をしまして、大々的な連携した捕獲を実施したいというふうに考えております。

ただ最後に、今年実施して、来年も実施する予定にしておりますが、「シカ捕獲技術改良事業」でございます。シカの有効な捕獲方法の一つとして、捕獲檻がありますけれども、捕獲檻というのは、なかなか平地用であつて重かったりもしまして、持ち運びが困難な状況でございます。そこで持ち運びを簡単にするために軽量化をする、それから安価な物を作るということで、改良して山でシカを捕獲するための方策として、するべきじゃないかということを考えております。

現在23年度から24年度の2年間ということで、実際罠を開発して運用すると。で、運

用して直すべき所は直してということで、改良を重ねていって捕れる物を作って、平成 25 年度以降、その製作した罟を販売・普及して、ニホンジカの捕獲に貢献しようということを考えております。

説明は以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。シカの問題なんですけど、ご質問ございませんか。

今年度、23 年度の予算と実績ですけど、予算 7,422 万円、実績の見込みは 4,000 万円になっている、そういうふうになっている原因というか要因というのは、簡単に言うとうどういことですか。

(鳥獣対策課 梶原)

はい。まず 1 つ目は、県の猟友会への委託事業でございますけれども、こちらの方でやっていただく場所を 3 地域で、6 人のチームで 3 チーム作って、18 人でやっていただく予定で当初話を進めておりました。で、調整をする中で、なかなか地域の同意が得られない。それから、狩猟者のメンバーの方を一応こちらもご指名させていただいてやったんですが、県の猟友会の方の調整がなかなかつきませんで、それで話をしているうちに、実際契約が 10 月の末ということになりまして、半年という。まず一つ、非常に申し訳ないというふうに思っておりますけれども、実情がございました。

それとあともう 1 点は、話をする中で、県の猟友会とって各地区猟友会が 23、20 余りあるんですけれども、その調整がなかなか、意見がそれぞれ違いまして難しかったと。

それとあと、うちが当初、できれば市町村域を越えてとか、連携してやってほしいということも話をしたんですが、なかなかその両者が地域地域の、縄張りという言い方もよろしくないんですけれども、その中で越えるのはどうかということがございまして、結局 10 月末に実施の体制ができた中では、各市町村ごとに、その市町村に住まれている猟師さんがチームを組まれてやるという状況になりました。

それからあともう 1 つ、猟友会からなかなか調整がつかなかったのが、もし怪我とかした時にどうするのだという話で、一応その保険料は自由に組めるようにしたんですけれども、県の猟友会自体、事業体として実際労働基準局等とお話をして、機銃隊としても保険に入りたいということもありまして、その調整等もありまして、なかなか調整が進まなかった状況がございます。

またそういう状況を踏まえまして、実は先ほどから説明させていただきました、鳥獣被害対策実施隊という補助事業を設けたんですけれども、これへ例えば非常勤の公務員扱いということで保険に入れるんだとか、実際、市町村レベルでもしやられるのであれば、市町村の隊としてやっていただくのがよろしんじゃないかということで、見直しをさせていただきました。

それとあともう1つ、補助事業の方なんですけれども、この補助事業についても広域の捕獲でやっていただいているんですが、現状、通常の1頭いくら当たりという補助金がございます、そちら等との絡みで猟師さんが、日当制と報奨金制度の制度の住み分けが分かりにくかったということがございまして、なかなかそこら辺の理解を得られなくて、事業の進捗がよろしくないということは事実だと思っております。

(根小田委員長)

そうすると24年度は、23年度とはやり方が少し違うということになりますね。

(鳥獣対策課 梶原)

はい、基本的に県猟友会への委託事業が、補助事業の鳥獣被害対策実施隊、シカの対策隊の方、そちらの方へ変わるというふうに理解していただければありがたいと思います。

(根小田委員長)

それに対して、実態としたら猟師さんというか、そういう猟友会のメンバーは協力することは変わらないわけですね。

(鳥獣対策課 梶原)

はい。それで、一応県の猟友会を通して、県の猟友会・地区猟友会ということでやりとりしていたんですけれども、実際、今度の隊を作るにあたっては、うちなり県の猟友会が地区猟友会だとか市町村の方へお話しして、市町村が地元の猟師さんに対して対策を打っていくことになると思いますので、もちろんサポートが当然退くわけではないんですけれども、市町村の方が中心にやっていただくということになると思います。

(根小田委員長)

同じような問題は、今年度と似たような問題は起こりえないと。

(鳥獣対策課 梶原)

はい。そこで、多分狩猟者と行政職員との調整というのが難しいという所が一番になるんでしょうけれども、これは農水省の実際こういう制度がありますので、この制度の説明をさせていただきまして、実はこの事業をしていただくようにお話しを進めております。

それと、もう一方の連携捕獲の方もございまして、連携捕獲の方もまだ1年目で愛媛県・徳島県とお話する中で、なかなか全部の市町村というわけにはいかなかったですので、それをさらに広げていくように努力していきたいと思っております。

(根小田委員長)

ほか、何か。

どうぞ。

(片岡委員)

先ほどの説明で、この農水省の補助の方が、市町村の負担があるので進んでいないというのがあったんですけど、それに対して、この一人当たり1万円というお金が丸々対象の方にいくわけじゃなくて、市町村の経費を引いていくっていう形になるんですか。

(鳥獣対策課 梶原)

考え方としては、特別交付税措置ということなので、例えば市町村が予算を組んで全額市町村でやりますよという事業に対して、国が特別交付税措置で8割政府負担です。で、ちょっと市町村を甘やかせすぎなのかもしれないですけど、2割の市町村の負担はやはり重いというのが全国的な話であって、そのいわゆる特別交付税措置は置いていて、このシカの捕獲については定額で1万円出そうと。だから別という話になりますけれども。

ただ、鳥獣被害対策実施隊という制度があるのでそれを作っていて、その中にシカ捕獲隊を作っていたら、シカ捕獲隊のシカを獲る捕獲に対しては、森林環境税を充てますよということになります。

(根小田委員長)

その隊員の方が1日出動したら1万円ということですか。

(鳥獣対策課 梶原)

そうですね、はい。

(根小田委員長)

1頭いくら、というような感じの部分はもうなくなるわけですか。

(鳥獣対策課 梶原)

1頭いくらの部分については、特別交付税の方で、例えば市町村で1頭8千円とか決めていただければ、8千円を狩猟者に払っていただいて、そのうちの8割が特別交付税措置を受けれるということで、極力国のお金の方を利用させていただく。ただ、それをなかなか制度の実施サイクルができてないので、その呼び水に環境税を使わせていただいて、シカ捕獲も進めるし、国の事業も使うということで、ちょっとやっていきたいというふうには考えております。

(根小田委員長)

はい、ほか何か。

(窪田委員)

シカの問題はすごい問題になっていますので、なんとかせないかんのですけども、実際この環境税の4,800万円で何頭。

(鳥獣対策課 梶原)

ごめんなさい、現状は非常に寂しい状況に今なっております。また、最終的にご報告させていただいて、分析もした上で説明させていただきたいと思いますが。

(鳥獣対策課 門脇)

どうでしょう、現状、この数値をお出ししておきましょうか。

(鳥獣対策課 梶原)

今、11月と12月の捕獲で58頭という状況です。1,400頭に対して58頭ですので、非常に少ないと。県の猟友会の捕獲隊もそうですね。

(窪田委員)

それで、費用対効果の問題は別として、やらないかんのですけども、恐らく3億3,000万円とかいう環境税はもう今年度で終わって、来年から2億円程度の通常運営になっていく中で、実績を残していただかんと。結果がすごく心配なので。

(鳥獣対策課 梶原)

そうですね。

実は、環境税で今年4,400頭、環境税以外で2万5,600頭という、一応目標を掲げておりますけれども、去年のトータルの捕獲が1万1,000頭位です。今年が今の半年位終わった段階で、去年よりは1.4~1.5倍位は獲れているんですが、それでもまだまだ目標に届く状況ではないので、全体的な頭数の取り組みも必要なんですけど、地域地域によってそれぞれシカの分布状況だとか、取り組みも違いますので、そこら辺を重点的に獲っていかないとなかなかシカが減らないのかなと。

実は、昨日もちょっと大豊町の方とお話をして、西峰の方で去年、高知県で一番シカが獲れた地域があるんですが、春口は「シカが減ったね」という話はしていたんですが、どうもよく調査してみると、山の県境域の方にシカがいっぱい集まっていると。で、猟師さんの捕獲がかかりにくい状況になっていると。当然、鳥獣保護区だとか、国有林で取るべき対策も必要かなというのも一致しましたので、その辺の対策の打ち方等をまたちよっ

と、ぜひこの実施隊の方でやはり場所を、ここへ特に熱心に入ってください、というお願いもしなきゃいけないのかなというふうには思っております。

(窪田委員)

環境税だけの問題ではなくトータルの話ですけども、極端な話、10 万何千頭おる、12 万言うたっけ。

(鳥獣対策課 梶原)

まあ、10 万頭越えてるでしょう。

(窪田委員)

通常は2～3万でしたっけ。本来の正常な数値としては、2～3万頭を保持するという
ことで。

(鳥獣対策課 梶原)

そうですね、3万頭、それ位が一番。

(窪田委員)

恐らく、ネズミ算的に増えていきつつ、10万頭に増えていったと思うんですけども、それに対して獲る量が超えない限り、増えるという線が、角度がゆるくなるだけで、という中でなんとかかせないかんのやけども。

本当に抜本的に、これだけじゃなくて考えんと、林業が再生可能な林業じゃなくなりつつありますので、なんとかかせないかんのやけど。これはもう環境税だけの問題やなくて、どこかでどんと減らさん限りは、なんぼ頑張っても徐々に角度がゆるくなるだけで、増えるという線は変わらない状況になりつつあるというか、もうなってるんじゃないかと心配をするんですけども。

(鳥獣対策課 梶原)

そうですね。この実施隊というのは基本的に日当というか、給料をお支払いしてやっていただくという農林水産省の制度ですので、こういうものを市町村で作っていただいて、積極的にある程度身分を保障していただいて、集中的に1年間入っていただくという方策も打ってください、ということ市町村にお願いすることと、あともう1点は、当然狩猟するには免許が要りますので、免許を持っている方を増やすということの対策。それから免許を取られた後、技術を上げていただいてたくさん獲っていただくという対策について、来年予算の方でかなり考えていることがございますので、それも含めて。

環境税は本当に一部かもしれませんが、周りのいろんな対策も今考えておりますので、

そちらの方を含めて、とにかく獲れる人も増やすし、技術も上げるということも対策としてやっていきたいと思っています。

(窪田委員)

その撃つ方は、今逆に言えば、鉄砲の方は段々厳しくなっている中で、その中で増やすいうても難しいし、猟友会は高齢化して、もう10年もしたら山へ入る者はほとんどおらんるし、シカ・イノシシはイヌが要るし、なかなか環境的にはマイナス要因ばかりなわけですよ。それでもう1万じゃ言わんと、1頭3万円くらいにしてば一とやるとか、何か抜本的なことを考えんと、本当に山は。

(鳥獣対策課 梶原)

例えば、滋賀県の方にお聞きすると、滋賀県は一番最低ラインでシカ1頭1万5,000円とかいうのがあるらしいですが、全然捕獲が進んでないんですよ。で、上げたから簡単に獲れるということではなくて、やはりそこら辺ちょっと、いろんな対策を。

(窪田委員)

考えないといけない。

(鳥獣対策課 梶原)

はい。確かに市町村と狩猟者からは「報奨金を上げてください」というお話があるんですが、実はその狩猟期のシカ捕獲について、高知県全県下で今、うちが県の一般財源で1億円以上越えて予算を打っているんですけど、なかなかそれも、もうぼちぼちうちも限界という言い方も変なんですけれども、なかなかそこら辺お金だけの話ではないと思いますので、ソフト的な面をぜひバックアップを、来年度からはやっていきたいというふうに考えています。

(窪田委員)

それで、なんとかしてもらわんと大変なことに。

(鳥獣対策課 梶原)

それはもう実情は、うちの課は直接いろんな方から電話がかかってきます。それもシカだけではなくて、特にサルの害については非常に話がありますので。新年のご挨拶に市町村長さんが来られた時にも、サルの話をかなりされていきます。サルが一番、人間にとって腹の立つ被害の出し方をします。

(窪田委員)

それで、罾で200万円の話もあるんだけど、軽量とかいろいろあるけども、もうここまできたら激甚災害にして自衛隊に運んでもらうたらどうでしょう。

(鳥獣対策課 梶原)

その自衛隊の話も、本当に。

(窪田委員)

本当にもうその域、狩猟隊も自衛隊で組んでもいい位の話、岸本に増えるし、ヘリも来るし。山へ運ぶとか、いろんな協働的に民・官のをやらんと、本当に山が、今再生可能のエネルギーって言うけど、再生可能のエネルギーじゃなくなる状況に本当になってくる。

(鳥獣対策課 梶原)

そうなんです。山の更新ができない状況に今なってますよね、シカの食害で。それはもう重々。

(窪田委員)

県行造林でも、大変なことになっている状態が起だし。

(根小田委員長)

知事はちゃんと認識していますか、知事を先頭にちょっと国にプレッシャーをかけないかん。

(鳥獣対策課 梶原)

はい。去年の話の中でも、予算、実は知事の査定が2回まで行って、うちでは足りないということで、予算が知事の裁定で増えた状況もございます。

今年も知事までいきますね、多分。それで知事の中で、重点的に取り組むという話が出てくる中で、どう取り組むんだということを多分私に突きつけられますので、私たちもいろいろそこら辺、来年度の予算を組んでますけど、その中でまたいろいろ対策を打つにあたって、当然考えるだけではなくて動いていかなければいけないので、予算がある程度知事の方でいいよということになれば、早めに動いて事業が動くようにしたいとは思っております。

(窪田委員)

自衛隊は、北海道とか兵庫でも後方支援をやるということで、実績もやった結果もあるし、自衛隊を動かして。彼らに罾を運ばせて、どんどん。後方支援でやれる。ただ、今の

段階では無理かも知れないが。

(鳥獣対策課 梶原)

そうですね、それはちょっと難しいですね。

(窪田委員)

山でどんどん撃たれても困るけど、散弾だったら。けど、檻を運んで場所を替えたりする位の後方支援ならば、今からでも県が要請すれば動ける部分もあるし、軽量化でどうのこの言ゆうけど、言うよりあそこへいったらいいわ。それで、何とか総合的に取り組まんと、もう猟友会じゃ何じゃという話ではらちが明かないですよ、既に。

(鳥獣対策課 梶原)

もうそれは農業者というか、農業関係、林業関係、それぞれ取り組みをしなきゃいけないと思います。それはうちの方も今年に入ってから、農政局の方へ働きかけもさせていただいております。それから農協さん、森林組合さんの方にも、捕獲に対してもいろいろご協力をお願いしようと思っております。

(窪田委員)

なかなか撃つのはね、散弾じゃ撃てないですからね。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(山中委員)

もう時間も過ぎましたが、シカ狩りについては、私どもも主張してきておるところですけどね。私も実際にこの間も行って、イヌを2頭を構えたら、これもうん十万円要りますし、また新しく登録を取ってきましたけどね。

この前言われたように、1日の捕獲率というのは本当に低い状況の中で、しかも山を越えて行って、翌日にイヌを捕って来るといようなこともしょっちゅうあるわけですね。もう大変ですが、しかし大変大変では済まないの、国も県も施策を考えられているので、そういうことはやはり積み重ねも私は大事だと思います。

一挙にということは、なかなか難しい状況になってますので。しかしこれは自然を壊してしまうという、本当に海までという状況になってますので、みんなして頑張らんといかん状況になってますね。

(窪田委員)

大変。

(根小田委員長)

はい、ここの話は尽きないので、ストップにしましょうか。

今年度はその予算で一応頑張っていたかくことにして、でも、我々の認識としては、この程度の対策では抜本的にいかんやろうけども。

(鳥獣対策課 梶原)

はい、分かりました。

(山中委員)

頑張ってください。

(鳥獣対策課 梶原)

ありがとうございます。

(根小田委員長)

それでは、一応、台本より時間がオーバーしてしまいましたが、午前中はここで終わります。午後は11番目の案件から始めますが、時間は45分位からで構いませんか。

(久保課長補佐)

30分からで。

(根小田委員長)

それでは1時半からということですので。

(久保課長補佐)

こちらのお部屋は開けておきますので、貴重品以外は置いておいていただいても結構です。貴重品だけはお持ちいただいて。

(根小田委員長)

それでは、1時半からの再開となります。よろしく申し上げます。

— 休 憩 —

(久保課長補佐)

それでは委員長、よろしくお願いします。

(根小田委員長)

はい、それでは午後の議事を再開したいと思います。午前中、本来予定しておりました 11 番目・12 番目の環境共生課の案件を、午後に回させていただきます。申し訳ありません。

それでは早速、環境共生課の方の「稀少野生植物食害対策委託料」について、ご説明をお願いします。

No. 11 「稀少野生植物食害対策委託料」 環境共生課

(環境共生課 武田)

はい、環境共生課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

この事業は、県内の山間地域におきまして、急速に拡大しておりますニホンジカの食害から希少野生植物を保護する目的で、平成 20 年度から継続して実施しております。

こちらは防護柵の設置状況でございます。まず黄色の丸印で示しました場所が、今まで平成 20 年度から 22 年の 3 カ年に三嶺や石立山、三原村の今ノ山など、8 カ所に設置した防護柵の場所を示しております。

今年度は赤丸に示しております場所です。県下全域におきまして、緊急性のあります箇所を調査・選定して、7 カ所の防護柵を設置する予定であります。

それでは、この事業の業務内容についてのご説明をさせていただきます。平成 24 年度につきましても、従来の平成 20 年度からご承認いただきまして実施させていただいております、従来の業務内容の継続となっております。

まず、1 つ目が左の端ですが、「事前の調査業務」となっております。まず最新の食害拡大地域の把握と、絶滅が危ぶまれております、希少な野生植物の分布状況の調査を行います。そして食害を受けている恐れのある地域を絞りまして、現地に実際に入りまして調査を行います。

そうしまして、対策が急がれる箇所でありまして、植物の種を分析しまして、優先順位を付けて保護の範囲を決定いたしまして、防護柵の設置計画、この作成を行います。

そうしまして次、真ん中になります。次の業務としまして、設置計画に基づきまして、現地で保護が必要とされる植物の生育エリアに、防護柵を設置していくという業務になります。

最後に右の端ですが、「モニタリング調査」になります。柵で囲われました後の植生の

回復状況ですとか、現地のヒアリング、そして植物や防護柵の破損状況を把握するためにモニタリング調査を実施しまして、また今後必要な対策を立てるための基本のデータを収集するという作業になってまいります。

こちらは、平成20年度から設置してきました防護柵の効果について、今年度行いましたモニタリング調査結果の報告をさせていただきます。

まず、モニタリング調査の方法ですが、防護柵の中と外に設置しました大きさ1m×1mの方形区を設置しまして、その部分についての植生調査を行っております。

上のグラフですが、生育する植物種の繁茂状況を示します、植被率について示しております。棒グラフの縦の、0（ゼロ）より上に上がっている部分が昨年と比べて、繁茂状況が増えたという意味でございます。

そして青い棒線の方が、防護柵の中の方形区。オレンジの方が、防護柵の外側の似たような場所で作りました方形区の状況を示しております。

まず、柵内の方形区が全部で17ありますが、その17のうち9つと、あと柵外の方形区14のうちの9つで植被率が上昇しておりました。

次に下の2番目のグラフですが、こちらは種の多様性を示します出現植物種数、植物の数がどれだけ増えたかということを示しております。こちらは防護柵内の方形区17のうち10カ所、柵の外の14カ所のうち5つでは増加しておりました。

あとはちょっとグラフでは示しておりませんが、植物の成長度合いを示す植物の高さなんです、それも柵内の17のうちの13カ所、柵外の14のうち7カ所で上昇しておりました。

また、柵内設置の17方形区のうち14の方形区では、この植被率や成長の度合いを示します高さ、また出現しております植物の種類の数のいずれもが、昨年度よりは上昇・増加、または同等という結果が出ておまして、防護柵の効果があることが確認されております。

これが実際のモニタリング地の写真です。

まずこちら、三嶺の西熊林道入口の、防護柵内の方形区のモニタリングの状況です。上に示しておりますのが柵内、柵の内側の状況です。左が1年前の状況で、右が現在の1年後の状況です。生育する植物種の繁茂状況を示す植被率は、昨年25%、柵内ですね。25%でありましたのが、今年は60%となりまして35%程度上昇をしておりました。

また、植物の成長度合いを示します高さ、種の多様性を示します出現植物種数も共に上昇・増加しておりました。

次に下の写真ですが、同じ三嶺の西熊林道入口の防護柵のすぐ外側に、同じような環境の場所に設置した方形区の状況です。こちらの方も植被率の方は上昇しておりますものの、防護柵の中の上昇率と比べると、わずかの伸びとなっております。また植物の成長の方は、残念ながらマイナスの値となっております。

このように、他の設置箇所の方角区においても同様なんです、防護柵内の方形区の植生の方が、防護柵の外よりも回復傾向にありまして、防護柵の設置による植生保護の効果

があることが、モニタリングの結果として確認されております。

こちらの写真が、平成 21 年度に三嶺に設置された区域の写真になります。防護柵設置前の様子が、こちらに示しております写真です。

次に左下の写真が、柵を設置した 1 年後です。そして 2 年後の現在の状況が右のとおり、区域全体に植生が回復してきたのがお分かりいただけると思います。このように、ネットを張るという地道な作業ではございますが、希少植物の生育が保全されまして、本来の植生の回復が見られ始めております。

今後も県民の財産であります豊かな森の生態系を安定させ、生物多様性の保全を図り、本来の元気な森を取り戻していくための一つの対策といたしまして、森林環境税を活用させていただきまして、まだ多くあります保護を要する地域で、種の失われるのを防いでいきたいと思っております。

以上で、希少野生植物食害対策事業の説明を終わります。よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。委員の方からご質問等ございましたら。特にございませんですか。どうぞ。

(林委員)

すみません、聞き逃したかもしれませんが、昨年に比べて少し金額が増えているようなんですけど、どういうところが大きくなっているんですか。

(環境共生課 武田)

はい、主に増えておりますのが、モニタリング調査という部分になりますが、これは毎年防護柵を張る箇所が増えてまいりますので、昨年は 8 カ所のモニタリング調査でしたが、来年度は 15 カ所のモニタリングとなりますので、約倍近い金額を書いております。

(林委員)

ありがとうございました。

(根小田委員長)

希少植物の分布地域で対策を講じられている所には、どれ位の比率、県全体の希少植物の地域がありますよね。そういう生育地域があつて、そこをシカにやられているんでしょう、いろいろ。

(環境共生課 武田)

はい。

(根小田委員長)

シカにやられている所のうち、どれ位で対策を打っているの。

(環境共生課 武田)

今、こちらが把握しております絶滅危惧種のある場所と、鳥獣対策課の方がデータとして取っております、捕獲されたシカの部分を重ね合わせた割合で、平成 20 年度から 23 年度に設置したというのが、大体その 19%位です。まだちょっとたくさん保護を要する地区が残されておるという状況です。

(根小田委員長)

分かりました。ほかございませんか。

予算が少し増えておりますけれども、モニタリングの方などの場所が増えたということですね。

それでは 11 番目の案件は了承ということによろしいですか。

(環境共生課 武田)

ありがとうございました。

(根小田委員長)

引き続き 12 番目の、同じ環境共生課の「プログラム認証センター運営等委託料」の案件について、ご説明をお願いします。

No. 12 「プログラム認証センター運営等委託料」 環境共生課

(環境共生課 平石)

環境共生課です。よろしく申し上げます。

「排出量取引 (CO₂) プログラム認証等事業費委託料」について、説明をさせていただきます。

まず目的及び背景としまして、オフセット・クレジット (J-VER) 制度になりますけれども、環境省が平成 20 年に創設した制度です。各種プロジェクトによって実施された、温室効果ガスの排出削減量または吸収量を、カーボン・オフセットに利用できる市場流通型クレジットとして認証、発行する制度です。

これに対して都道府県 J-VER 制度は、自治体が認証できる環境価値の制度で、高知県では森林吸収プロジェクトの間伐促進型、持続可能な森林経営型の 2 つのプロジェクトについて、環境省の J-VER 委員会で平成 22 年 2 月にプログラム認証、つまり県独自の認証が

可能となる承認を受けております。

この高知県 J-VER 制度の運営にあたっては、山林協会にオフセット・クレジット認証センターの事務局を設置しており、平成 22 年度から委託しております。

森林環境税活用による効果と目指す姿としては、高知県 J-VER 制度の普及を積極的に推進していき、県内の森林資源の環境価値を証券化、クレジット化して、林業の経済的位置付けを向上することで、雇用創出と中山間地域の活性化を図っていくことが期待できます。また、クレジットを活用した企業との繋がりを強化することで、協働の森づくり事業を始めとした企業 CSR 活動の推進が期待できます。

内容としまして、県 J-VER 制度については申請に係る募集の受付、確認、そして受理から委員会関係、クレジット発行までの国・環境省とのやりとり等の事務がございます。環境省の J-VER 制度等の会議についても、制度の変更や重要な調整会議などには、県認証センター事務局として参加いたします。

またそのほか、高知県 CO₂ 吸収認証制度の運営についても対象とさせていただいております。森林のもつ CO₂ 吸収機能を数値化し、認証することを通じて、その社会的認知度を向上させ、森林のもつ CO₂ 吸収を増進させる活動への参加を促すことを目的としております。なお、この制度による委員会関係の事務についても委託しております。

県 J-VER クレジットの販売サポートについてですが、クレジットを創出した事業者と、購入を希望する企業等との、マッチングサポートに関する経費も計上しております。

委託料見積額は 1,635 万 3,000 円、うち森林環境税活用が 1,377 万 3,000 円となっております。

続きまして、資料の方で説明させていただきます。

オフセット・クレジット (J-VER) 制度を活用した森林・林業の再生として、林業の現状は、担い手の減少、木材価格の低迷から森林整備の遅れ、人工林の荒廃があり、林業は低迷しております。

そこで、温暖化対策としての CO₂ の吸収・削減・固定が重要であり、間伐による吸収量の増大、木質バイオマスの利用、木造住宅や木材製品の利用が温暖化対策に繋がってまいります。

そこで、森林の環境価値として J-VER 制度、県 J-VER 制度を活用してクレジットを創出し、販売することによってその追加的資金を得ることができます。この収入によって新たな森林整備を行うことが可能となり、このことが J-VER 制度の目的となっております。

続きまして、この委託のフローになります。

環境省から都道府県 J-VER のプログラム認証を受けている高知県が、制度管理者となります。高知県 J-VER 制度の運営を県が行っておりまして、この中で事務機関として、山林協会へ認証センター事務局を委託しております。

また、審査機関として委員会を設置し、プロジェクトの登録、クレジットの発行の認証を行っております。なおクレジットの発行の認証については、事前に第三者検証機関によ

る検証の受検が必要ですが、次年度からは、申請時においても内部の有効な審査、バリデーション等、このピンクの所で書いておりますけれども、ここを外部の検証機関に委託するように計画しております。

登録・クレジットの発行・認証によって創出されたクレジットは、プロジェクト事業者自らが企業等へ販売して、その収益を森林整備に充て、資金を山へ還流させることを県 J-VER 制度の目的としております。

そのため、企業とのマッチングイベントの開催や、全国の主要都市で開催される環境省のマッチングイベント等に参加するなど、平成 24 年度においても販売のサポートを行います。

平成 24 年度のオフセット・クレジット推進事業の、全体の概要となっております。

上段の J-VER 制度は、高知県が住友大阪セメントに委託しております、化石燃料から未利用林地残材への燃料代替による排出削減のプロジェクトと、県が保有しておりますクレジットの販売促進に関する事業です。

下段の県 J-VER 制度の事業であります、こちらが森林環境税を活用した事業となっております。

これらの事業を行うことにより、地球温暖化の防止、森林の再生、雇用の創出、木材の活用と森林を活かした活動の推進に繋がります。

続いて、平成 23 年度と平成 24 年度の委託業務の比較表となっております。(入)とありますが、森林環境税の活用に該当します。

平成 24 年度の方の、1 つ目の枠に取り消し線がありますけれども、このバリデーションもしくは、審査体制の整備の所が二重取り消し線となっております。その審査を外部の検証機関に委託することにより、この部分が減少となっております。

続いて、県 J-VER 制度への申請予定箇所です。既にこの青となっている所が、申請が終わっている箇所ということになります。今後も西は三原村から東は室戸市まで、申請希望の箇所がございます。24 年度においては、10 件のプロジェクトを予定しております。

続いての表が、これまでの申請があったプロジェクトの一覧となっております。現在までに 10 件の申請がありまして、クレジット発行については 2,256 t のクレジットが発行されております。申請の内訳としては、市町村申請が 7 件、森林組合が 1 件、企業が 1 件、森林整備公社が 1 件となっております。

続いて、高知県 J-VER 制度のサポート事業、これは委託事業以外となりますけれども、一般財源となります。制度の説明会や申請の支援、吸収量算定のためのモニタリング方法の研修会、検証受検の研修会など、高知県 J-VER 制度の普及と、発行されたクレジットの販売促進用パンフレットの充実やマッチングイベント、営業等についても県の担当者がサポートする体制をとっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。12番目の案件ですけれども、ご質問等ございましたら。

(窪田委員)

いいですか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(窪田委員)

J-VER については、前回の時にもお話を1回させていただいたと思うんですけども、基本的には、特に今回申請で民間企業の申請が上がってきているということは、受益者負担で運営していくべき時期が来たんじゃないかなと。1万円で売ったら1万円の中でその費用を出して、山主還元は千円なり2千円なり3千円なりになるという、そういう構造を作るべき時期が来たんじゃないかと思います。

市町村有林とか県有林だけでやっているうちは構わなかったけども、費用を全部こっちで見てあげて、売上の1万円を全部民間の企業に入っていくという話は、これからは民になると成り立っていかんと思います。

本来なら受益者が負担していくべき、そこで回すべき、循環させるべき。よその県にJ-VER 以外のもあるけど、フォレストックなんかもそういう民間で、受益者負担でその利益の中で費用を出して、還元できるものを還元していくというのが本来あるべき姿になっています。

今までは県有林と市町村有林だけやったので、どっちにしても税金だから、いずれにしても。民がこれからどんどん入ってくる時期が来れば、費用を全部県が税金でみて、売上は全部民間企業が取っていきなさいという構造には、ちょっとしにくい時期が来ていると思います。

去年も確か僕、言ったと思うんですけど、そういう構造にできるだけ早くしていくべきで、もうここで全部この費用を、1と2とかいう費用を持つ時期じゃなくなってきたかなという感じがしています。

(環境共生課)

はい、費用の件なんですけれども、国の方のJ-VER 制度も費用自体は無料となっております。県だけが費用を取ることになれば、県内の企業さん等は国の方に申請をするようになります。

ただ、この審査の費用はあって、次回から外部へお願いするということにしております。つまり、実際に検証費用になるんですけれども、この検証費用はその事業者さんが負担す

ることと、次回からはなっけてきます。ただ国の支援事業がありまして、この検証費用なりモニタリング費用等を助成する制度もありますので、こちらの支援についても県 J-VER 制度に申請した分であっても、環境省の方の支援を受けられるということになっております。

いくらか手数料を取って運営していくという形だったと、前回、思うんですけれども、今のところ来年度までについては、この委員会であつたりとか、外部の山林協会に事務局を委託しておりますので、審査の部分は外れるんですけれども、その後の運営管理については、24 年度までは、この森林環境税を活用して支援をしていただきたいと思いますと思っております。

(窪田委員)

トン 1 万円で売っていつてるわけだから、それが丸々費用は 0 円で、全部が民に返っていくという構造は、僕はおかしいと思う。フォレストックなんかは完全に民民でやっているから、税金とかが入ってくる必要はない所で同じようなことをやっているわけです。それをいつまでも、練習期間はもう十分終わったと思うので、僕個人の考え方ですけれども。

J-VER においてもこういう格好でやっているのは高知だけだし。それからマッチングは普通、J-VER は高知県以外の方は自分で探して来ているからね、大体全部。企業と直でやって、全部自分で、単価も自分で決めてという。高知は県が主体で動いてるわけけれども。その中で何トンが 1 万円で売られているか分からないけども、収入は何千万円かはあるから、2 千万円位はあると思うけども。ないかな、そんなに。

(環境共生課 平石)

この県 J-VER 制度は始まったばかり、今 2 年目になるんですけれども、現在のところ 2,200 t 位クレジットが発行されておりますけれども、販売された分が約 30 t 程度となっております。まだまだ資金が各市町村なりに戻るといふことは、これからだということになります。

(窪田委員)

あくまで J-VER のこの事業は、最初は初めてだからシステムが確定するまでというイメージを持っておつたんですけども。四国銀行なんかもなんぼかで、1 万円か 2 万円か忘れたけど、買ってくれたりとかいろいろしているけども。片やフォレストックは民民でやっている中で、山主には 1,500 円しか返ってこない中で、こっちは税金でやっているから、片や 1 万円返ってくるという構図は。

もう、練習期間が 2 年、3 年なんで、そろそろ受益者負担で。回らんなら回らんでもう無理という時期が本当に来たんじゃないかと。同じようなものを民民でやっている以上は。

(環境共生課 平石)

この制度自体が、第1約束期間が24年度で終了します。それ以降については国の方もまだ確定しておりませんので、今後どうなるかというのは分からないんですけども、引き続きJ-VER制度、また国内クレジット制度等については、継続して行うとの予定ということで回答はいただいております。

(窪田委員)

けど、議定書を外れたでしょう。

(環境共生課 平石)

ええ、この議定書とはあまり関係はございませんけれども。

(窪田委員)

関係ないと言うけれど。

(根小田委員長)

民間企業が申請は初めてですか。

(環境共生課 平石)

民間企業で、安芸市という所に該当するんですけども、ニッポン高度紙工業が申請をしております。ニッポン高度紙工業自体は、クレジットを売却する予定は現在のところはありません。発行されたクレジットについては、今後温対法の中で使われることになる予定なんですけれども、このJ-VER制度のクレジットを温対法の算定、公表、報告制度で活用したいということから申請している。まだクレジットは発行されてないですけども、ということです。

(根小田委員長)

森林組合なんかは民間に入れてないの。

(環境共生課 平石)

森林組合はやっております、個人の所有者を集めて。

(根小田委員長)

それは民間のカテゴリーには入らないの。

(環境共生課 平石)

民間には入りません。森林組合ということで、民間は民間なんですけれども。

(窪田委員)

民間ですよ。極端な話、100 t が出てきて1 万円で売ったら、100 万円の金が組合に入っていくと。それに関する費用は、一切組合は基本的に今のところ、一部は持つけども税金で補てんされていくという構造になってますよね、マッチングの所とかの経費とか。

(環境共生課 平石)

県の運営していく時の経費として計上しておりますので、それに係る費用、例えば 100 t 売るにしても営業経費とか、それまでのモニタリング調査費等がかかっておりますので、その分すべてプラスになるというわけではありません。

(根小田委員長)

その辺のコストは、実施する主体が負担しておるのですか。

(環境共生課 平石)

そのコストをクレジットの単価に入れております。

(根小田委員長)

そしたらシステムの運営だけは県がお金を出している。

(環境共生課 平石)

県が行うということになります。

(根小田委員長)

出しているというのは県ですか。

(環境共生課 平石)

はい、そうです。

(根小田委員長)

国も同じような考え方ですか。

(環境共生課 平石)

国の方も、その運営にあたっては環境省の全額補助でやっておりますので。

(根小田委員長)

実施主体としては、国の方に申請することも可能だということですか。

(環境共生課 平石)

ええ、国の方に申請することも可能です。

(根小田委員長)

実際に県内で、国の方に申請している所もありますか。

(環境共生課 平石)

県ではないです。

(窪田委員)

県内は佐川急便さんがやっています。

(環境共生課 平石)

ただ、佐川急便さんは高知県と徳島県にまたがっていますので、県には申請できずに国の方でやっているんですけども。

(窪田委員)

両方にある山を、J-VER を、またがってというか別々にあるけども。

(根小田委員長)

別々にある2つをね、そうか。

(窪田委員)

それから中江さんがやってるでしょ。

(環境共生課 平石)

はい、中江さんも県内の分は入ってないですね。

(窪田委員)

最初のうちはどうなるか分からんようなもんがあったんで、ある程度の形ができてきて民間に拡大してきてからは受益者の、実際出てくるわけですから、金額の大小は別にして。本来ならそこで、別の組織の中で、山林協会なら山林協会が全部持って、その利益の中で

事務費を満たしてやっていくべき状況になりつつある、というのが私の意見です。

(根小田委員長)

県は、あまりそこまで金を出す必要はないんじゃないですかね。

(窪田委員)

民にいけばね。

(根小田委員長)

民にいけばね。

(窪田委員)

市町村有林なり県有林をやっているうちは、どっちにしても税金になってくる。どこでどう出そうが、出口が違うだけの話なんだけど。

実際これ、私が私の会社を申請すればできるわけなんですよ。費用をかなりみていただいて、売上が全部入ってくるというような構造。売れるかどうかは別の問題やけども。そういう時期に来ているんで、24年で云々やないですけども。ただ先、24年からにするのか25年にするかは別にして、もう一本立ちする時期。

(片岡委員)

実際の売れ行きというか、売れる見込みみたいなのは、将来的に今のところ問題なしですか。

(環境共生課 平石)

多くの市町村有林、市町村さんの場合は、協働の森の協賛企業さんと一緒にプロジェクトを行っております。その企業さんがクレジットを購入するという予定になっております。実際に梶原町、津野町、中土佐町については、既にクレジットの移転の準備段階に入っております。契約ということにはなるんですけども。

(窪田委員)

1万円で。

(環境共生課 平石)

今1万円ではちょっと難しいというような状況です。

(窪田委員)

県は下げないでしょう。

(環境共生課 平石)

ええ、そうですね。今後下げる予定になっております。既に起案はしているんですけど、なかなか財政課の方とのやり取りというのがありまして。

(窪田委員)

大体、平均が3千円とか4千円とか、2千円とか言われている時にずっと県は1万円で頑張っていますもんね。

(根小田委員長)

このシステムそのものも今後の、先ほど話がありまして僕も思っているのは、京都議定書のあれは、2008年から2012年ね。次は日本政府はどういう方針、抜けようとか言うてるお話ですわね。

(窪田委員)

抜けました。

(根小田委員長)

抜けたですね。

(環境共生課 平石)

はい、抜けるということなんですけれども、このJ-VER制度をすぐやめるということは考えてはいないので。

(根小田委員長)

ただ、国際的な義務みたいなのがなくなると、やるインセンティブが低下する可能性があるわね。

(環境共生課 平石)

ええ、あくまでもこのJ-VER制度というのは国内で流通する制度ということですので、引き続き行う予定となっております。

(窪田委員)

ただ買い手側の関心が低くなるのは間違いないですわね。

(根小田委員長)

間違いないね。

企業サイドは、要するに自分らでなかなか難しいから買いたいという、ほかの人がやったことを買いたいという話ですから。

(窪田委員)

キャップがかかっている東京都なんかは、キャップがかかったのである程度買わないと。いろいろノルマがあるので。東京以外はかかってませんので、企業の理念みたいところで買っていてというのが今の現状なんです。森林環境に貢献していますという姿勢を出すところの中なので、議定書とは直接ここ関係ないけれど。高知も県がキャップをかければ、その分は「買わなきゃあないな」という、企業は買うようになるだろうけど、そこまでは出来ないと思うので。

24年で云々というわけじゃないけど、もうそろそろそういう時期が来たということだと私は思っています。やっていることを否定するわけではないですけどね。私もフォレストックにしようか、J-VERにしようかで迷っているところなんです。

(根小田委員長)

ほか何か。

いずれにしても2012年、今年ですけど、その次の5年間でどうなるかというのが、またここが議論になってくると思うんですね。

(環境共生課 平石)

ええ、そうですね。くぎりと言ったらあれですけど、限りということできせていただいております。

(根小田委員長)

12年限りでね。

(井上委員)

金額が大きいのであれですね。

(根小田委員長)

金額は1,300万円。どうですか。

(窪田委員)

実際売れていますか。

(環境共生課 平石)

県 J-VER 制度の方はこれから、とはなっておりますけれども、県が保有している国の方の J-VER、これは平成 21 年度が約 1,800 万円くらいですね。

(窪田委員)

2,000 万円くらい売れている話は、ちらっと聞いているけど。

(環境共生課 平石)

はい、2 年連続で 1,800 万円くらい収入は上がっております。今年度については現在のところ、まだということです。

(窪田委員)

県とか市町村有林なら、それが直接大きな課税、税金だからいいんだけど、それに民が入ってきた時に、それが売買されてきた時に民にそのまま 1 万円が、1 万 500 円かね。

(環境共生課 平石)

はい。

(窪田委員)

いくというところに、ちょっと問題があるんじゃないかという。

(根小田委員長)

そこら辺の問題は、検討はされたの。

(環境共生課 平石)

あくまで、この J-VER 制度の運営経費として 1,300 万円というのは、ほとんど委託先の人件費になっております。センターの方で 2 名専属の職員を配置しておりますので、申請、受付とか、あとの管理等を専属で行っていただいておりますので、その他は委員会の経費等になっております。

(窪田委員)

1,800 万円売り上げがあるから、ちゃらみたいなもんですね。

今年はいいです。

(根小田委員長)

いいですか。

はい、どうぞ。

(門田委員)

これですけど、この県 J-VER 制度自体が有料化になったら、実際は成り立たないのではないですか。売れるかどうか分からないし、単価は下がる一方。

(環境共生課 平石)

県の J-VER 制度を申請するよりは、国の方に申請してするようになってきますよね。

(窪田委員)

だけど、国やったらマッチングは自分でしなければならないから、なかなか売買契約までできませんよね。企業であればできるけど、ある程度の。

(井上委員)

なんか 2 万 1,000 円じゃなかったですか。森林吸収の方は 2 万円、2 つある。

(環境共生課 平石)

県の保有している分ですよ。今現在ですと 2 万 1,000 円と、排出削減が 1 万 500 円。今価格改定を出しております。まだ金額は公表できないんですけども。

(窪田委員)

それで今 1,800 万円くらいの収益があって、とんとんでいくという。

(環境共生課 平石)

市町村のクレジットについては 8,000 円～1 万 8,000 円位で、それぞれ市町村が単価を設定しております。

(窪田委員)

市町村でダンピング合戦になる。

(環境共生課 平石)

ないですね、それは。

(門田委員)

これ、自社のクレジットを自社でオフセットを出来ないというのは、法律改正にならないですかね。

(環境共生課)

ええ、なりません。

(門田委員)

なりませんか。

(窪田委員)

別会社にすればいいことですよ。

(環境共生課)

クレジットを交換すればいいだけのことです。

(窪田委員)

自分やったら何百トンもあるけれど。

(根小田委員長)

24年度について、どうですか。どこをどう削れという話も、なんかやりにくいね。

(窪田委員)

今年はこのまま行って、来年度はどうしても全体を見ないかんです。

(根小田委員長)

全体を見直しますよ。

(窪田委員)

時期が来ますので、J-VERの格好からしても。

(片岡委員)

そこはあるけれど、最初から今年度までという話だった。

(根小田委員長)

どうしますか。

(窪田委員)

頑張ってください。

(根小田委員長)

はい、それでは了承となります。

それではあと、林業改革課の3つの案件について説明をお願いしたいと思います。

13番目の案件ですが、「みどりの環境整備支援事業」。

No. 13 「みどりの環境整備支援事業」 林業改革課

(林業改革課 岩原)

林業改革課の岩原と申します。よろしく申し上げます。

(林業改革課 吉川)

改革課の吉川です。

(林業改革課 岩原)

座って説明をさせていただきます。

林業改革課からは、継続事業であります「みどりの環境整備支援事業」と、新規の事業でございます「公益林保全整備事業」、それと「シカ被害防除対策支援事業」の、3つの事業につきまして提案させていただきますので、ご審議の方をよろしくお願いたします。

まず、事業の説明をさせていただく前に、国の森林整備の補助制度というものが23年度、今年度から大きく変わっております。その辺の説明を先にさせていただいて、それから事業の方の説明に移らせていただきます。

資料の方でいきますと42ページ、ページを振ってあると思います。

こちらの方の事業ですが、国の森林整備事業、これの補助事業につきましては、国が「森林・林業再生プラン」というものを策定して、10年後の木材需給率を50%を目指すというようなこともありまして、間伐につきましては、22年度までは左の絵にありますように個々に切捨て間伐を行ったり、搬出間伐を行ったりということで、個々に事業を行っておりました。

ただ今年度、23年度からは、森林を一定の集約化を行って搬出間伐を主体とする、そういうものに対して支援をしていくという方向に、方向を変えましたもので、これによりまして今まで、22年度まで切捨て間伐のみを実施してきておりましたものが、現在は搬出間

伐とセットで行う場合に限るようなことになっておりまして、切捨て間伐のみでの事業採択ができない状況となってきております。

具体的にどんなになっておるのかというものにつきましては、43 ページなんですけども、23 年度からは「森林管理・環境保全直接支払制度」ということで、事業を行った事業主体が集約化をすれば、そこに対して助成していくというようなことで、1 つ目の四角にありますように、「搬出間伐を主体とする集約施業への支援」、次に「搬出材積量に応じた間伐事業に助成」を行うことになっています。

先ほど述べましたように、切捨て間伐のみに対する補助というものは、支援の対象外になっている。それと変わっているのが、今までは県が標準単価というものを設けていたわけなんですけど、国の方が間伐等の標準工程というものを国の方で定めて、それを適用することになると。

次の四角でございしますが、集約化の実施計画。事業主体が集約化をして集約施業をするにあたっての実施計画を策定し、それから森林施業計画というものを策定する。ただしこれは23 年度までで、24 年度からは森林経営計画というものを作成したのに対して補助、助成するということになります。

ただ、先ほど申しました集約化実施計画を作成し、森林施業計画というものを策定した場合は、24 年度までは経過措置的に認められると。それと大きな点で、補助対象としては一申請当たり 5 ha 以上で、かつ、一申請当たりヘクタール 10 m³以上の搬出材積が必要ですよといった規定になっております。

ということで、この規定に合致すれば切捨て間伐ができるんですけども、あくまで材積の基準がありますので、それを上回らなければならないということになっております。

制度が 23 年度、今年度から大きく変わっております。

続きまして、国の補助制度が変わったということを受けまして、「みどりの環境整備支援事業」のお話をさせていただきたいと思っております。

まず目的ですけども、これは継続事業ですのでこの辺りは変わってないんですけども、目的としましては、CO₂の吸収効果の高い若齢の人工林の間伐を促進することで、荒廃森林の発生を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるよう森林の整備を図るものである。

背景としましては、京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐を実施することが必要である。森林所有者の負担を軽減することで、持続可能な森づくりに寄与することができるようになるというようなことが背景になっております。

それで、本年度までの事業と、来年度提案させていただく「みどりの環境整備支援事業」との改正点という部分を説明をさせていただきます。

この事業自体が、通常の森林整備の事業に、森林所有者の負担を軽減させて森林の整備を促進しようということで、併用した事業を行っておりますので、相手となると言えますか、同じく併用する事業というものがございします。その対象というのが、平成 23 年度と

24年度で若干変わっております、その辺りを説明させていただきます。

まずは造林事業は変わらないんですが、緊急間伐総合支援事業というものが、今まで県の単独事業で、切捨て間伐についてヘクタール5万5,000円であるとか、搬出間伐だとヘクタール18万3,000円であるとかを補助しておったものがありまして、その保育間伐・切捨て間伐について、みどりを活用させていただいております。ただ、次に説明させていただきます公益林の方でこの事業を新たに作りますので、24年度からは緊急間伐の事業は省略と言いますか、削除させていただくようにしております。

23年度にありませんでした森林整備加速化事業でございますけれども、この事業につきましては、平成21年度の国の補正で定額補助をすることで、森林所有者の負担の要らない切捨て間伐の整備を行ってきたわけなんですけど、23年度、今年度の国の3次補正によりまして、3年間この加速化事業というものが延長されることになりました。

24年度・25年度・26年度までの事業でございますが、今までの制度と大きく変わります。切捨て間伐のみというものがこの加速化事業は駄目になりまして、制度的には造林事業と同じく、震災の関係の復興の木材を出すことを目的とする事業に様変わりしたもので、この森林整備加速化事業もまた定額ではあるものの、全額みるという事業でもなく、補助率65%という事業に変わりますので、そこに所有者の負担金が発生いたします。その負担金を軽減することで、森林整備をさせたいということがありますので、この森林整備加速化事業を追加させていただきたいというように考えております。

続きまして、このみどりの方は間伐と除伐というものがございまして、間伐の方につきましては、23年度は1,750haということでご承認いただいておりますけれども、24年度につきましては、やはり、先ほど国の制度が変わってきたという所をご説明しましたが、搬出間伐というものへ移行しておりますので、切捨て間伐につきましてはどうしても量的に減ってきておるような状況でございます。

そこで23年度の進捗状況でありますとか、要望量でありますとかを勘案しますと、400ha程度が妥当ではないかというふうに考えておまして、400haで提案させていただいております。

次に間伐の補助率ですけれども、これも国の制度改正の関係で、国が標準工程を定めることになっておまして、それに基づいて労務単価等を勘案しますと、現在のヘクタール2万9,000円の補助から2万7,000円というふうに、2,000円下がるということで算定をさせていただきます。

次に除伐でございますけれども、除伐につきましては対象年齢が、23年度はⅢ年齢級からⅥ年齢級、林齢で言いますと11年生から30年生を対象にしておりました。

人工林を植えますと下刈りを行って、その後除伐、広葉樹が主体に入ってきますもので、その広葉樹を伐採するというのが除伐でございます。一定それが終わりますと間伐に移行するわけなんですけれども、除伐は手がかかりまして、成長を妨げるような広葉樹を伐採しますので単価的にも高いですが、ここの、話が前後して申し訳ないですが、対象年齢と

いうものは国がⅤ齢級までということで変更になっておりまして、現在30年生まで、Ⅲ齢級からⅥ齢級までの齢級というものを、Ⅲ齢級からⅤ齢級、25年生まで、国の制度に合わせる格好にさせていただきたい。

それと補助率につきましては、これも国の定める歩掛等を勘案しまして、こちらにつきましては、5万円から5万4,000円にさせていただきたい。

あと、面積とこの単価等から勘案しまして、見積額を2,160万円とさせていただいて、ご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、最初の13番目の案件ですね。説明していただきましたが、ご質問等ございませんですか。

(窪田委員)

ちょっと教えてください。1番の間伐は2万7,000円やけど、これ国費はありましたっけ。上乗せで2万7,000円になる。

(林業改革課 岩原)

そうです。上乗せが2万7,000円。

(窪田委員)

元はいくらですか、国費は。

(林業改革課 岩原)

国費ですか。

(窪田委員)

合計、ヘクタールいくらになるかだけ知りたい。足したら、なんぼヘクタール当たりの単価になるかを。環境税の2万7,000円と、国費でなんぼあるかを。

(林業改革課 岩原)

国費、11万円位かな。10万…

(窪田委員)

大体でいいです。国費も定額やったですかね。

(林業改革課 岩原)
国費は定額じゃないです。

(窪田委員)
68%ですね。

(林業改革課 岩原)
68%プラス、あと手数料とかいうものを対象にしていますので。

(窪田委員)
諸掛があつて。

(林業改革課 岩原)
はい、諸掛までです。
14万円ですね。

(窪田委員)
国費を足して。

(林業改革課 岩原)
足してです。標準単価が12万5,000円で。

(窪田委員)
68%かける。

(林業改革課 岩原)
それが国費になります。

(窪田委員)
で、国費と。

(林業改革課 吉川)
その68%やき。

(林業改革課 岩原)
国費は5万8,000円。

(窪田委員)

で、5万8,000円と2万7,000円を足して、8万5,000円が山主にヘクタール当たりでということ。

(林業改革課 岩原)

国費が8万2,000円です。

(窪田委員)

国費が8万2,000円あるわけ。

(林業改革課 吉川)

国費が68%で、8万5,000円で。

(林業改革課 岩原)

県の補助金も一緒にまけてますので、8万5,000円に2万7,000円を足した。

(窪田委員)

8万5,000円の2万7,000円か。ということは11万2,000円。

(林業改革課 吉川)

11万2,000円ですね。

(林業改革課 岩原)

そうですね。

(窪田委員)

11万2,000円がヘクタール当たりの単価になるわけね。

(林業改革課 岩原)

単価と言いますか、補助。

(窪田委員)

補助金の金額になるということで。

除伐も教えてくれませんか、同じように。

(林業改革課 吉川)

除伐も68%で、国費と県で16万7,000円と、それに環境税が5万4,000円で。

(窪田委員)

16万7,000円+5万4,000円で。

(林業改革課 吉川)

22万1,000円くらいですかね。

(窪田委員)

22万1,000円。

(林業改革課 岩原)

ただ基本となる単価ですので、いろいろ間接費がありますから、そこの辺りで若干違ってはきますけども。

(窪田委員)

ただ心配なのは、次の8万円との兼ね合いで、8万円が減りはしないかと心配してるだけ。面積が。申請する人が、立場的にいったらⅢ齢級から、次のまで行ってないけどⅦ齢級で11万2,000円あるがやったら、その間は次へ申請せんとこっちへ申請した方が。

(林業改革課 吉川)

こっちは、造林の上乗せが8万。造林事業だから、搬出間伐を伴う時に切捨て間伐をした場合に、この今の造林事業のお金になりますけど。

(窪田委員)

あ、直接支払いでプラス8万円出すのですか。これ。

(林業改革課 岩原)

いえ、違います、違います。次の提案ですか。

(窪田委員)

うん。次は、あれは後でえい。

(林業改革課 岩原)

次の提案、あれはあくまで県単事業です。今までの公共造林が68%出ていましたけど、

次の提案はそれを64%程度に抑えておりますけれども、ただ同じような、以前やっていた造林事業のような切捨て間伐の補助金程度にしています。

みどりの方は、あくまで齢級がⅦ齢級までの切捨て間伐ということで、若齢な所の整備をしていこうという部分ですので、一定そこでは違いがあります。

(窪田委員)

分かる。

(林業改革課 岩原)

はい。

(窪田委員)

ただⅦ齢級までは、こっちを選択した方が。

(林業改革課 岩原)

有利になる可能性はあります。

(窪田委員)

可能性が高いわね、提案の8万円と比べたら。

(林業改革課 吉川)

高いけど、ただ8万円は搬出とセットでないと駄目ですね。

(窪田委員)

搬出間伐とセット、どっちが。

(林業改革課 吉川)

いや、造林事業のこのみどりの併用、上乘せの場合は。

(林業改革課 岩原)

あくまでこの先ほど申し上げた単価というのは、国の方は搬出間伐の単価しか定めていませんので、搬出の部分を除けた、選木・抜倒当たりの単価だけを用いて積算したものになっていますので。

(窪田委員)

切捨て間伐でしょ、みどりの環境整備支援事業というのは。

(林業改革課 岩原)

そうです、そうです。

(林業改革課 吉川)

造林事業の上乗せで、造林事業に申請する場合は、搬出間伐と切捨て間伐、セットじゃないと切捨て間伐だけの造林事業への申請はできない。

(窪田委員)

それは直接支払いの方よね。

(事務局)

それは搬出しない部分について、みどりは上乗せできるという仕組みなんです。

(窪田委員)

だけど、そしたら。

(片岡委員)

結局、切捨てだけでは付かない。

(窪田委員)

搬出間伐をやって、部分的に5 ha 搬出でやって、2 ha 切捨てでやったら7 ha で、平均立法が31 m³みとったら、30 m³以上の全部に、7 ha に全部30 m³以上の、標準単価の68%がぶっかけられて、その上にプラス2 ha にこれに乗せるということ。

(林業改革課 岩原)

そういうことですね。

(窪田委員)

そういうこと。おいしい。

(林業改革課 岩原)

それがただ、積算してみないことにはそれはどうなるか分からないし、今のところ切捨て間伐というものは出てきてません、造林事業の認容までを見る限りでは。あくまで全部、搬出間伐として出てきています。切捨て間伐が混ざったというのもないです。

(林業改革課 吉川)

また組合とか事業主体が。

(窪田委員)

いや、切捨て間伐って表記せんようになってるじゃないですか。

(林業改革課 岩原)

いや、申請上はその山でどれだけ材積を搬出したかの搬出材積を入れないといけないので、それを。

(窪田委員)

うん、出したよ。僕、ゼロで出した。

(林業改革課 吉川)

そうですね、ゼロ。

(林業改革課 岩原)

それはそれで。

(窪田委員)

1.3ha 位ゼロで書いて出した分に、その 1.3ha のゼロの分にこればあまだ上乘せしてくれるということやろ、24 年度からは。

(林業改革課 岩原)

そうですね。

(窪田委員)

はい、分かりました。

(林業改革課 吉川)

いや、これは切捨ての単価を適用しないといけないですね、何とかね。組合がやってもね。

(林業改革課 岩原)

簡単に言ったらそうなんです。

(窪田委員)

要は、総面積の切捨てをやった分を搬出ゼロの面積に、通常の直接支払いの補助金が来て、切捨ての搬出ゼロの部分の面積にこの単価がプラスで出てくるということね。

(林業改革課 吉川)

これより事業費が上じゃないと、これは乗りませんよという。

(林業改革課 岩原)

積み上げた事業費を、補助金が上回ってるのは駄目なんです。その場合は対象にしてないです。

(窪田委員)

間違いなく上です。

(林業改革課 岩原)

それは認めてない搬出間伐です、ということです。

(窪田委員)

それで、事業費が上であればそういうことね。

(林業改革課 岩原)

そうですね、事業費が上であれば。このみどりを足して、みどりが上ならば。

(窪田委員)

ただし事業費は今の5ha、2ha言ったら7ha、総事業費ですね。2haの分だけの事業費は出て来ないですよ。今の積み上げでは、出してないよね。7ha全部の事業費としては積み上げで出すけども、総費用の。2haだけの切捨ての事業費なんかは出さないから。

(林業改革課 吉川)

どうもそうなりますね。

(窪田委員)

そういうことだよ。これは絶対上になる。搬出にはいくらでも費用がかかるもの。

(林業改革課 吉川)

搬出しないといけないですからね。

(窪田委員)

うん、総事業費だから。切捨ては本当1万、2万で済んだとしても、全体ではそりゃかかるわ。そういうことだね、そこの部分に上乘せ、面積×(かける)…そういうことだよね。

(林業改革課 岩原)

国の制度が変わって、複雑でやりにくくなっています。

(窪田委員)

例えば10ha やって、100 m³出したら90 m³の平均がいくのに、10で1,000出したら100よね、負担が。90 m³以上だから、91になるまで切り捨てられるわけだから、要は。100の必要ないから91、92、93まで落とすために面積を分母だけ太らせていったら、そこの部分に90 m³以上のを混ぜて、プラスこれが上乘せで出てくるということですよ。

それはだけど、すごいことになるよ。

(林業改革課 岩原)

その辺の仕組みは、考えています。

(窪田委員)

考えないといけない。90 m³以上のものを出しておいて、直接支払いで。その上にまだ上乘せでこれを出すという話が出てくる。

(林業改革課 吉川)

切捨ては切捨てで、経費を。

(窪田委員)

それやってもしんどいけれども、作る方は。積み上げ作るのも大変だけど、切捨てをまた別で申請してくれって言われたら。

(林業改革課 吉川)

また別ですから。

(林業改革課 岩原)

やはり、みどり。環境税を使わせてもらう以上は、やはり分けないといけないですね。その部分、ちょっとそれは考えさせていただきます。

(窪田委員)

けど、実際そうでもしないと、一般の収入間伐をやった所よりもこの分は増えた格好で。12月に申請したばかりで、頭に残ってる。

(林業改革課 岩原)

3・4で申請されたんですよね。

(窪田委員)

いや、2・4で。

(林業改革課 岩原)

ああ、2・4で申請されましたか。

(窪田委員)

12月末にお金入ってきたけど、26日間あったに搬出ゼロで、14haか15haかなんかの間伐で。1.3haかなんかがゼロでやっているのが、90 m³で単価が出ているはずだから、それにこれが上乘せできたら、ちょっとおかしいね、そうなる。

(根小田委員長)

いえいえ、僕も分かりますから。

(片岡委員)

そこが前々から難しいんじゃないかと、窪田さんがずっと言ってた所ですよ。切捨てだけに上乘せするっていうのは、制度的に可能なかどうかという。

(窪田委員)

でも僕らが思うのは、直接支払いで申請してきた分にはもう関係なくて、0.1haとかいう単位の、切捨てオンリーの部分で申請を上げて、県単に直接上げてくる分にはこれをして、重複しないようにした方がいいんじゃないかという感じがする。

(片岡委員)

どういふつもりで上げてきたかなと、思っていました。

(窪田委員)

僕もそうだと思って。上乘せすると聞いてびっくりして、今。

(片岡委員)

今回の、国の補助金が入って来ない分に補助が付くという。

(窪田委員)

そう、それは次の14もそうだから。こっちへそれも全部もう突っ込んだ方が。

(林業改革課 岩原)

14の方は、このみどりは関係ないです。

(窪田委員)

関係ないけど、14はもう完全に単発の方だから、国の直接支払いが関係ない。ここの部分は関係があるからね。

(根小田委員長)

国の補助事業というのをを使ってやる場合に、その場合に県が独自に追加の支援をしなきゃいけないという根拠を教えて。

(林業改革課 岩原)

国の補助制度が。

(根小田委員長)

補助率が低いからですか、国の。

国の制度を使って間伐する人がおりますよね、搬出間伐。そこを県がさらに追加の支援をするというのでしょうか。それは何でしないといけないのか。補助率が低いからか。

(林業改革課 岩原)

それもありますし、今は山の方も木材価格等が低いですので、山の手入れが遅れています。やはり森林所有者の負担分を軽減することによって、遅れた間伐を推進していくと。

(根小田委員長)

けど、その切捨て間伐とまた別でしょう。搬出間伐でしょう、これは。

(林業改革課 岩原)

これは切捨て間伐に対しての支援です。

(根小田委員長)

えっ。

(窪田委員)

なんかややこしい。

(岩村林業環境政策課長)

絵でも描かかないとよく分からない。言葉だけではよく分からないです。

(林業改革課 岩原)

国の制度が。

(根小田委員長)

要するに搬出間伐と言っても、間伐はみんな一緒に一体でやるんだと。切捨ても搬出もね。だからその切捨ての部分を援助しようというわけ。

(林業改革課 吉川)

ええ、切捨て部分の援助。

(根小田委員長)

その切捨ての部分でちゃんと計算してできるんですか。

(片岡委員)

それが難しいという。

(根小田委員長)

そうでしょう。だから問題になるんです。

(林業改革課 吉川)

それで県が切捨ての単価を定めたら、これ以上やったら出しますよ、みたいな形で作ったら成り立つけど。

(窪田委員)

切捨てをしても一括で5 ha を出してきたら、直接支払いの対象の立法の単価はそのまま当てはまってね。で、当てはめたのにはこれは上乘せしない方がいいですよ。搬出間伐よりも高くなるって話ですもんね。

(林業改革課 吉川)

ええ、高くなります。森林組合とか森林所有者が頼んだ場合は、切捨ていくらとか請求がありますよね。

(窪田委員)

それはあるけどね。

(林業改革課 吉川)

その時には、併用型とかに。

(窪田委員)

いや、逆に言えば全部森林組合の取りになるわけよ、そこは。

(林業改革課 吉川)

はい、そうなります。

(窪田委員)

搬出間伐した人よりも、切捨て間伐した人に補助金が余計にいくということは、組合としてはできないですからね。どっちにしても、切捨て間伐に10万円くらいの単価で計算していくしかないから、残り全部組合に入るだけだから。

直接支払いとこれとをセットにするのは、ちょっとどうかと思う。この分の予算を次へ上乘せしたらどう。同じ切捨てですから。

(林業改革課 岩原)

みどりですか。

(窪田委員)

うん、みどりの。この除伐の方は構わない、全然。みどりの間伐の金額は、次の14へ乗せて面積を増やしたらどうですか。

(林業改革課 岩原)

一応制度的には、24年度末で一旦事業を区切らせていただいて、検討させていただきたいというふうに考えておりますので。

(林業改革課 吉川)

除伐が400か500くらいありました。

(林業改革課 岩原)

ただ国の制度でも、間伐と言わずに、初回間伐という部分がありまして、それについては搬出間伐とセットではなくても承認されております。それは、0.1haから対象となっております。集約化の搬出間伐の単価を使わずに、初回間伐の単価を使うようにしています。そこは明らかに、明確に分かります。

(片岡委員)

そこだけですか。

(窪田委員)

それだけじゃ400も出てこないでしょ。

(林業改革課 吉川)

除伐と初回間伐で、去年、実績が500～600でした。

(窪田委員)

初回間伐といっても、搬出間伐をやって、そっちの直接支払いの方が単価がよかったら、みんな直接支払いへ出していきましょう。

(林業改革課 吉川)

初回間伐は単価が。

(窪田委員)

初回間伐であろうが、2回目の間伐であろうが、直接支払いの標準単価の方へ、それはいい方へみんな速やかに動くでしょう。

(林業改革課 岩原)

まあ、その状況によりますけどね、その材積に。

(窪田委員)

材積によってだから。もしかしたら 11 m³になるようにしておいて、それで切捨ての部分がこれが上乘せになるとなったら、またおかしい話になりますから。搬出した所よりも、切捨てした所が上乘せが乗ってくる格好になるから。

(林業改革課 岩原)

初回間伐というのは別個の申請になってますから、初回間伐という部分だけを対象にしていただくとか、いうことで。

(窪田委員)

直接支払いとは切り離して考えていかないと。山主としてはいいですけど。

(林業改革課 岩原)

あくまで初回間伐は、切捨て間伐なんですけど、今のところ初回に限定されていますので、別個で考えるということです。国的には、除伐扱いということです。除伐扱いなんですけど、内容的には初回間伐という言い方をしていますので、その部分が平成23年度から別申請という申請をしていますので。

(窪田委員)

切捨て間伐という言葉は捨てたましたからね。

(林業改革課 岩原)

捨てました。

(窪田委員)

なんか必死に名前を付けてますね。搬出ゼロの収入間伐ですからね。

(片岡委員)

捨ててる。

(窪田委員)

僕が今言った所だけ、ちょっと検討してみてください。お願いします。ちょっと変な所があります。

(林業改革課 岩原)

はい。

(根小田委員長)

条件付きですか。ちょっと要望付きで。

(岩村林業環境政策課長)

ちょっとこちらの趣旨と違うような。

(窪田委員)

国の基本はちゃんと分かるんだけど、ちょっとおかしいですね。

(岩村林業環境政策課長)

そう。そういうふうにはできないなら、ちょっと今回検討しなければならない。

(根小田委員長)

条件付きみたいな形ですけど、検討事項があればということで。

それでは、次の 14 番目ですね。

(窪田委員)

本日のメインイベント。

No. 14 「緊急間伐総合支援事業費補助金（公益林保全整備事業）」 林業改革課

(林業改革課)

そしたら続きまして、新規事業でございます「公益林保全整備事業」でございます。これの大元は、緊急間伐というのが上にいるんですけど、公益林保全整備事業としてお話をさせていただきます。

これにつきましても、先ほど国の制度改革のお話をさせていただきますと、切捨て間伐単独の実施というのが困難な状況になってきており、今回、森林環境税をぜひ活用させていただいて、新規事業として実施させていただきたいということです。

目的としましては、ダム上流域等の水源かん養機能等が高い人工林の切捨て間伐を推進することで、荒廃森林の発生を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるように森林の整備を行うものです。

背景としましては、先ほど申しましたとおり、国の森林整備事業が制度改革されて、造林事業とか加速化事業で実施してきておりました。しかし、保育作業である切捨て間伐の実施が現在では困難な状況になってきています。このままでは保育作業が必要な森林の整備というものが行われなくなってきて、未整備森林などの荒廃森林の増加を招く恐れがあ

るといふことで、特にダム上流域等の水源かん養機能等の公益的機能の高い森林の切捨て間伐を推進することで、森林の持つ公益的機能の増進を図ることとさせていただきたいといふことで、背景になっております。

その公益林保全整備事業ですけれども、これは48ページですね。これにつきましては内部で検討しまして、やはり県単事業で、国の制度がなくなってきた、難しくなってきた以上は、県単事業でなんとかしないとといふことで、県としまして今まで実施してきた県単事業の中の「緊急間伐総合支援事業」の中で保育間伐、切捨て間伐というものを対象にしたものがありました。

その部分を見直しさせていただいて、緊急間伐の一つの事業として、この公益林保全整備事業をさせていただきたいといふことを考えております。絵にありますように、緊急間伐総合支援事業の中に「森林整備支援事業」という事業名があったんですが、その中に保育間伐・搬出間伐、それから作業道整備というものがありまして、ここの保育間伐の部分を公益林整備保全事業といふことで、環境税を活用させていただくことで整備をさせていただきたいと、いふような位置付けにさせていただいております。

その他の、今までありました搬出間伐とか作業道整備というのは、今までどおり一般財源の方で対応することとして、さび分けさせていただいております。

この公益林保全整備事業ですけれども、対象森林の要件につきましては、49ページにございまして、年齢級としましてはⅢ年齢級からⅨ年齢級、11年生から45年生、これの切捨て間伐を実施する人工林といふことにしております。

対象となる森林の要件としましては、保安林又は市町村森林整備計画に規定します、森林の機能といふものが24年度からあるんですけども、その中で水源かん養機能がなくて、かつその他の機能、例えば山地災害防止機能が高いとかいった山、それと公共で行っておるような造林事業とか、それから森林整備加速化事業とか、集約化が図られておらずに国庫補助の対象とならない森林で、廃れておるような山で整備していこうといふことで条件とさせていただいております。

次50ページですけども、補助率は定額で8万円と。先ほどのみどりの中でもお話がありましたとおり、これはヘクタール当たり8万円の定額とさせていただいております、国庫補助事業の中で搬出をしない間伐、搬出間伐の単価しかありませんので、その中で搬出の経費を除いた単価の64%相当になっております。造林事業が68%ですので、それよりは若干低い額にはなっております。

実施面積でございまして、1,700haを提案させていただいております。これの根拠的なものとしましては、過去10年間の当課が行った資料の中で、45年生までの切捨て間伐の総面積といふものが、平均で4,050ha程度ございまして、先ほど対象森林の要件を申し上げましたけども、23年度現在でその条件を満たす山といふものが、民有林の43%程度あるといふようなこととございまして、過去の実績が平均4,050haと申しましたが、その43%程度、1,700haといふことをこの事業で整備させていただきたい、いふことを考えて

おります。

その間伐率につきましては、通常の間伐の間伐率 30%としております。

事業主体につきましては、森林組合、生産森林組合、森林所有者、林業事業者等ということにしております。

あと補助先につきましては、この緊急間伐総合支援事業というものが、市町村の間接補助ということになっておりますので、一旦県の方は市町村の方に補助金として支出することになります。市町村の方の事業として、この公益林整備事業を行うことになります。

見積額でございますけれども、先ほどの定額 8 万円に、実施面積 1,700ha というものを算定しまして、1 億 3,600 万円ということで見積額を出させていただいております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。14 番目の公益林保全整備事業、額は 1 億 3,600 万円。ご質問等ございましたら。

(窪田委員)

構いませんか、質問をします。

(根小田委員長)

はい。

(窪田委員)

森林の条件の(2)の①②があるんですが、この①②は、「または」ですか、「かつ」ですか。

(林業改革課 岩原)

かつです。

(窪田委員)

かつ。

(林業改革課 岩原)

両方クリアしていないとダメです。

(窪田委員)

ということは、①の中に2つあるんで、水源かん養とその他の機能というのは具体的にどんなのがありますか。

(林業改革課 岩原)

新制度での山地災害防止機能とか。現行で言いますと、山地災害防止機能と生活環境保全機能、あと保健文化機能があります。

(窪田委員)

水源かん養とこれを兼ねているというような山は多いんですか。

(林業改革課 岩原)

現状では43%です。

(窪田委員)

水源かん養林の中の43%が、これを兼ねているということ。

(林業改革課 岩原)

そうです。

(窪田委員)

その中で、国庫補助の対象とならないということは、経営計画を立ててないということ。

(林業改革課 岩原)

24年度以降はそういうことになります。

(窪田委員)

そうなりますね。

(林業改革課 岩原)

経営計画を立ててないし、補助の要件を満たしてない分ですね。集約化の実施計画を立てて、森林施業計画も立ててという部分も除外されてくるとは思いますけど。

(窪田委員)

国の方針と相反する形よね。

(林業改革課 岩原)

まあ、そう言われれば、そう受け取られるかも知れません。国は国での方針があるんでしょうけど、我々はそれによって細部の方に、やはりこういう公益的な山っていうものが、そのまま廃れていってはいけないという。

(窪田委員)

経営計画を立てていないということは、前段で言う直接支払いとは重複しないということになる。

(林業改革課 岩原)

そういうことです。

(窪田委員)

はい、分かりました。頑張ってください。

(林業改革課 岩原)

ありがとうございます。

(片岡委員)

いいですか。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(片岡委員)

補助先が市町村になるんですけど、市町村はこなせそうですか。

(林業改革課 岩原)

頑張ってくださいと。

(片岡委員)

今度は、経営計画等も市町村が主導していくようになると思うので、かなり負担がいろんな面で大きくなっていくかなと思うんですけど、その担当者がそこまで捌ききれるかどうかという所がやはり心配なので、県の方でも指導してもらいたいですね。

(林業改革課 岩原)

はい、そこは支援をしてみたいです。現在の「緊急間伐総合支援事業」は、市町村の方が補助先になって、市町村の方で検査を行ったりとかということをしていますので、そこのお金が増えてますけど、今までやってきているので、県も支援もしますので大丈夫だとは思っています。

(片岡委員)

はい。

(根小田委員長)

ずっとここ数年の傾向で、国の補助事業があって、それを国の方の事業を先優先して、実施する自治体は全部そっちでやって、環境税で補助しますよと言っても、実際上はなかなか進まなくてお金が余る自治体がありましたよね。そういう同じことがまた起こりませんか。

(林業改革課 岩原)

森林組合さんには「こういう事業が想定されているんだけど」ということでお話をしまして、要望みたいな恰好で、「やるんやったらどうでしょう」というお話をした所、今のところ2,100ha だったと思うんですけど。

ちょっと待ってください。条件をすべてクリアできているかはちょっと別なんですけど、やりたいという要望的には、2,300ha 位の要望がありまして、今切捨て間伐を主体でやっておる「森林整備加速化事業」というのがございますが、これが今年度6,000ha とかいう面積が実施される予定です。これがゼロになりますので、やはり実施したいのではないかと、思うんですけど。6,000ha というのがゼロになりますので。

(久保課長補佐)

実際、嶺北とか仁淀の方とかは、自伐の方が結構いらっしゃるじゃないですか。

(片岡委員)

自伐というよりは、個人請けみたいな、請け負い。自分の林じゃなくて人の所を、一人とか家族、親と息子さんとかで行ってやるという感じ。事業体ではない。

(事務局)

今2,300ha 位の施業が上がってきているというのは、森林組合さんに聞いてその量があると。ということは。

(林業改革課 岩原)

そうです、聞き取りで。

(事務局)

そうですね。個人として森林所有者として施業をしたいという人の数量というのは、まだまだ未知数なので、それが足される可能性が高いので、現時点で組合さん、事業主体で2,300haという数字は、かなり頼もしいと思います。

(根小田委員長)

お金を用意したけど、こなせるかどうかという話は大丈夫なんですか。事業としてこなせるかいう。

(片岡委員)

労力とかね。

(根小田委員長)

労働力だとかいろんな。

(林業改革課 岩原)

それは先ほどちょっと申しました、6,000ha というものが。

(根小田委員長)

それがなくなるので。

(林業改革課 岩原)

なくなるから、ということを考えています。

(片岡委員)

その余力が、例えば搬出の方へ流れれば。

(窪田委員)

経営計画がかなりくせ者なので、1/2、1/3の例の伐期齢の上下の、1/3、1/4になるかも知れないけども。市町村、森林整備計画を今決めよらね。あれによって労働力の範囲でしか経営計画は立てれないので、森林組合も事業体も全部。マックスでそれをある程度、若干のゆとりを持って8割～7割位の経営計画を立てたとしたら、それでも組合の管理する半分以下だと思うんですよ、経営計画を立てれる面積というのは。

となったら、それ以外の所であと①が重複している分がどれ位あって、面積的にはかなりあると思うんですよ。ただそこに振り向ける労働力を、森林組合とか事業体が自分ところでもある程度の計画を組んでしまえば、個人労働者の労働力しかなくなるので、面積的にはあるけども物理的にこなせるかどうか、ぎりぎり。これからの動き方次第でしょうね。

1年目、2年目はある程度動でしょうけど、4年目くらいになったら、5年間になんぼいうて頭からノルマがかかってくるから、必死になるだろうから、自分ところの消化に。1年、2年は、やっているかもしれんけど、4年目は目が点になってやらないといけないようになりますからね。

面積的にはあると思いますが。経営計画がくせ者なんです。

(林委員)

すいません。初めての委員会にと申しますか、1億3,600万円という数字にまず驚いてしまっ。

環境税の年収が約1億6,000万円ですよ。今年はたまたま、都合よく追加のがあるからいいんですけど。これ私、間伐の単位も全然分からないんですが、今年どーんとやって、来年はごっそり減ってもいいもんなんですか。それは実際に林業で働く方々にとって、今年はこんなに出了のに、来年はもう全然出なくなったというのも、それがいいか悪いか、それから大きいのかどうか、山のサイクルも全然分からないので、率直な疑問なんです。

(林業改革課 岩原)

先ほどおっしゃったとおり、1億6,700万円ですね、税収が。今はこれなんでしょうけど、やはり事業の採択要件とかもちよっと勘案しながら、絞ってくることにはなろうかと思えますけど。

(林委員)

なっても、半分にはなりませんよね。

(環境改革課 岩原)

それはどうなのでしょう。

(窪田委員)

森林環境税は、山の間伐に大体6割から7割を向けようというのが、元々の方針なんで。1億6千万円で、6割向けて9千万円位かな、1億円弱位なのか。大体それ位なので、減ったとしてもそこ以上減ることはないと思うので。ここの委員会の会ですけども、今年じゃなくて来年の会についての話。そこら辺の3千万、4千万円位は、ある程度仕方ない範囲なんじゃないかと。

(林委員)

で納まる範囲ですか。

(窪田委員)

うん、納まるとか納まらんとか別にして、納めなければ。すべてが大体、予算のある範囲でというのが要領には全部書いてありますので。すべての事業には予算の範囲内で支出するというのが、一項、必ず全部ありますので。なくなったらなくなっただけで終わりです。

(林委員)

なくなったらなくなっただけで、この委員会はいいいんですけど、山で働いていらっしゃる方が、今年はこんな状況で来年はこんな状況でって、大きな違いがあつては、いいのかが分からなかったものですから。

(片岡委員)

不幸にも窪田さんの予想が当たって、これが余るという可能性もなきにしもあらずですけど。

(窪田委員)

余ったらもう1回、来年同じ規模をやらなければならない。

(林業改革課 岩原)

ただ実際、間伐自体が時期的なものがあつて、秋口に出す時期じゃないですか。だから11月の進捗状況あたりでは、またお叱りをいただくことになるかもしれませんが、ただ、時期的にどうしてもそこまでは進んでませんので、一定その辺りはご理解をいただくことになろうかと思います。

(根小田委員長)

はい、この予算での実施可能性というか、その辺で、やや不確実性が残っておりますけれども、いいですか、この線で。基本的にこの予算で頑張ってくださいになります。そういうことで。

(林業改革課 岩原)

はい、頑張ります。

(根小田委員長)

最後ですが、シカの被害防除対策支援事業です。お願いします。

No. 15 「シカ被害防除対策支援事業」 林業改革課

(林業改革課 岩原)

そしたら、資料の 51 ページ目になります。

「シカ被害防除対策支援事業」ですけれども、こちらの事業を新規として提案させていただいております。

このシカ被害防除対策支援事業ですけれども、こちらの目的としましては、森林の持つ公益的機能を高めるとともに、森林資源を再生させ健全な森林を造成していくため、シカによる森林被害の防除を行う防護施設を設置する、ということを目指しております。

背景としましては、近年、シカの生息数が増加して生息範囲が拡大されております。再造林地の食害なども、深刻な問題となっております。伐採跡地の更新を確実なものとして、森林の持つ公益的機能の低下を防止し、かつ健全な森づくりを行うために、森林所有者の負担のかからない方法で支援が必要ではないか、ということが背景にあります。

52 ページ目になりますけれども、このシカ被害防除対策支援事業ですが、これはシカの被害の発生しておる地域におきまして、再造林と併せて実施する食害防護ネットの整備に対して、支援を行おうというふうに考えております。

事業内容でございますけれども、補助対象としましては、造林事業・公共造林・造林事業の附帯施設等整備で採択された食害防護ネット、これに対するものとして限らせていただいております。

補助率につきましては、県が定めます標準単価、それから延長等をかけまして標準経費というものが、その標準経費から造林事業の補助金額を差し引いた金額以内を、補助させていただきたいというふうに考えております。実際、造林事業が 68%の補助率になりますので、その残りの 32%相当分を補助の対象とさせていただきたいと思っております。

実施延長につきましては、今 12,000m、約 30ha 程度を考えております。

この 23 年度の実績としまして、12 月末までで実績が上がっておる分で 26ha あります。かなり面積も増えてきております。

事業主体としましては、造林事業の事業実施主体を対象と考えておりますので、その事業主体を記載させていただいております。市町村、森林組合等が対象になります。補助先につきましては、県が補助する造林事業の事業実施主体と。

単価につきましては、メーター1,900 円で算定しております、これは 23 年度、今年度の実績ベースにしております。

あと、見積額ですが、メーター1,900 円に 12,000m をかけ合わせまして、その 32%相当の補助率をかけまして、730 万円の見積額とさせていただいております。

(林業改革課 岩原)

資料の 53 ページですけども、「シカ食害防護ネット」の実績として上げさせていただいております。これは造林事業で実施したものでございます。平成 17 年度から 23 年度までの 7 年ということになっておりまして、11 市町村で実施しておりまして、合計 105ha 程度になっております。17 年度は 3.1ha 程度だったんですけど、今年 23 年度は 26.68ha ということで、シカの被害が増加しておるとということが想定されると思います。

実際、このシカの被害というものにつきましては、森林所有者の責任でもありませんので、こちらにつきましては一定、官・行政で公益的機能を早期に発揮するような山にするために、シカに食べられんようにネットを張るだけですので、なんとか環境税の方で全額を補助をしていただくようなことをお考えいただきたいな、というふうに思いまして提案させていただいております。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。ご質問は。

これ、従来は防護ネットの費用はどこが負担してましたか。

(林業改革課 岩原)

これは、国庫の補助事業で 68%が補助の対象になっております。

(窪田委員)

山主はどうですか。

(林業改革課 岩原)

その残りの 32%が山主に。

(根小田委員長)

山主にですね。分かりました。

(窪田委員)

12,000m といったら。

(林業改革課 岩原)

はい、普通 1ha というものが単純にいうと 400m じゃないですか。100・100・100・100 で、その 32%。

(窪田委員)

これはやったら、引く手あまたになるでしょ。

(林業改革課 岩原)

うーん、本当に被害のある所で再造林をしたいという方はやりたいと思いますね。

(窪田委員)

立川だけで70ha位ありますよ。

(林業改革課 岩原)

どんどん売れですか。

(事務局)

これ、事業者を高知県を入れてますか。

(林業改革課 岩原)

入れてないです。

(根小田委員長)

どうですか。特にご意見ないですか。

(片岡委員)

要望が多ければ来年また、増やす動きをどうする。

(林業改革課)

ぜひ、多分お願いするようなことになろうかと思います。

本当にシカの被害、嶺北とかその他まだあると思うんですけど、再造林してもすぐ食われてしまって、もうどうしようもないという声も聞いていますから、ぜひ環境税で支援していただきたいと思います。

(根小田委員長)

山に全部張り巡らさないといけないですね。

(片岡委員)

シカはここだけというように、シカを囲む檻をやって。檻で位のようにやると。

(林委員)

住み分けしないといけないですね。

(片岡委員)

これから銘建さんもきて、再造林がとても重要になってくると思うので、やったらいいと思います。

(根小田委員長)

よろしいですかね。はい、それじゃあこれはこの予算で。

(林業改革課 岩原)

はい、ありがとうございます。

(根小田委員長)

以上で、今日の予定の案件の審議は終了いたしました。全体的に聞いてますと、特にこれは見直せと、駄目だというようなことはなかったんですが、いくつか各委員の方、この委員会としても要望といいますか、附帯意見というか、そういうものを付けて承認した件もありますので、その点は事務局の方で調整していただいて、検討をお願いしたいと思います。

(根小田委員長)

皆さんお疲れさまでした。終了ですけれども、事務局の方からは特に。

(久保課長補佐)

そしたら今日、時久教育長さんがお見えになっていまして、エコクラブの活動の表をお持ちいただいていますので、簡単にご説明をしていただければと思います。

(時久委員)

はい、説明するつもりでもなく持って来たんですけど。

ちょうど内容的に、いろんな所から支援をいただきながらやってきた活動ですけれど、小学校のころから活動していたエコクラブの子どもたちが、小学校で一応活動が終わった形で、中学校でエコクラブがないので、中一の時には悶々としながら子どもたちがいたようなんですけど、中学校二年からまた再復活して、もう完全に独立して自分たちで活動ネタを探すみたいな形でやってきているんです。

小学校と違って、中学生になって時間もない、クラブもしないといかんという時に、どうしようかと言って、一番最初に聞いた話が、ここがいわゆるシカの害の所ですけど、前はこういうふうにきれいな森だったのが、こんなふうになんて、大人たちがこういうふうな活動をしていると。これは大変だということはずっと勉強をさせてもらって、山を見に行ったりいろいろして、その後、じゃあ私たちに何ができるかな、と言っているのはここです。

中二の時に1年間やった活動で、子どもたちはやはりこういうのを基にすると、ちょうど計画したけど山へ行くと全部雨で、行けなかったのが、間伐したこととか、それからこのシカの害を小学生の教材を作るという先生たちの会があったので、そこで自分たちの意見を言わせてもらったり、パネルを作って市役所で啓発したり、木の木工とかそういうのをやったり、いろんなお祭りがあるのでそこにお店を出して、「山を守ってください、一緒に活動もします」みたいなことで香南市へ寄付したという。

例えば、こういうふうな活動を中学生でできるというのは、たまたまピッタリみたいなのがあったので、この中にボランティアさんなんかの応援だったり、いろんなことが入っているというふうな。

子どもたちは、こんなのを通しながら非常に育って、あと中三、今高一になって、完全に自分たちでいろんなものに出かけて行って活動しています。

テーマはやはりこの山の辺りの、根底にずっと宿っていて、その他にもっと広げた形で外部との交流とかいろんなことも含めて、発展していったという。

だからこういう子どもが育っていくと、また森を守るとかいうふうなところへ意識がずっといくんじゃないかなと思って。

すみません、ちょうどあったので。こういう会ではなかったんですけど、持って来させてもらいましたが、子どもたちの姿で見てあげてください。

どうもありがとうございました。

(門田委員)

何人位おいでるんですか、エコクラブの会員さんは。

(時久委員)

子どもたちのグループは、10人位。大体メンバーは少し変わりながらですけど、ずっと10人位がいて。今「21世紀森と水の会」というのがあって、そこの辺りをおじさんたちに交じって、私たちも入れてくださいみたいなことで。

今、この「Happiness (ハピネス)」というクラブと、「Happiness ジュニア」という小学校六年生のクラブと、「ハッピーころりん」という小学校の低学年のクラブと、今は3つ位が、ここを中心にして動いているんです。もっと増やしたいですし、多分増えていくとは思いますが。今はまだ高校生が音頭をとってくれているというような状況です。応援を

ありがとうございます。

(久保課長補佐)

最後に1つだけ。森林環境税に関する県民世論調査の結果、前回中間報告ということでお配りさせていただいたんですけど、データの的には変わりございません、概要版の方も。

その中で、まず問37の1ですけれども、左の欄の2段目の所なんですけど、「今後、森林環境税を使ってきた事業の中で、充実すべき事業」という形でお聞きしています。それで第1位に、充実させるべきということの68.5%、「森林環境の保全を進めるための森林整備への支援」と。

次にこの下の黄色塗りの部分、「公共的施設などへの木材利用の推進」が次いで、51.6%の支持を得ております。

さらにその下の「子どもたちを対象とした森林環境学習などへの支援」が第3位ということで、45%の支持をいただいております。

それから右の一番下の黄色塗り、問38ですが、「森林環境税の課税期間の5年程度の延長」についてお聞きしたところ、賛成と、どちらかと言えば賛成を合わせますと、76.5%の方にご賛成をいただいております。

この調査は無作為抽出で、満20歳以上の県民3,000人にアンケートを取って、回答数が1,679人というようなデータに基づいております。ただ当然偏りがあります、調査対象。内訳としては、高知市の方が43%程度になっておりますので、併せて委員さんにもご出席いただいたりいたしました地域座談会の集計結果も出ております。

裏面になりますけれども、こちらの方のアンケート結果では、問3の(1)の、やはり「森林整備への支援」という所が第1位です、75%。

それから右隣の「シカ被害への支援」というのが、第2位の58.4%。

問3の(3)、さらに右隣になりますけど、こちらの方が48.5%といったような並びになっていまして、若干、県民世論調査の数字とは違ってございます。

それと、「平成25年度以降の継続」についてお聞きした所、問5の囲みですけれども、賛成、どちらかと言えば賛成を合わせて、88.1%という方が賛成となっております。

各会場でご回答いただいた方が総数101名と、それと職業の方も市町村の職員等も聞きに来られておりますので、職業的にみると公務員の数値がかなり大きくなってますので、参考ということでご覧いただければいいと思いますけれども、やはり地域に足を延ばしてお聞きした結果、やはり森林整備とかシカの被害対策とかいった声が、県民世論調査と比べて違う所かなと。森林整備は、県民地域座談会においても支持率が一番高いといったような内容になっております。

なお、県民世論調査の環境税についての抜粋版をお手元に配布させていただいておりますので、また詳しい内容をご覧になりたい方は、お持ち帰りいただいておりますので、また詳しい内容をご覧になりたい方は、お持ち帰りいただいております。

以上ですが、現状報告ということでさせていただきます。以上です、委員長。

(根小田委員長)

はい、言うのを忘れてましたけど、今日の提案された予算の額ですけど、最終的には財務課で審査というか、査定をするわけね。

(事務局)

ええ、査定されます。

(根小田委員長)

金額が多少変動する可能性はありますか。

(事務局)

可能性はあります。

(根小田委員長)

そういうことで、今日の委員会はこれで終了させていただきます。
皆さん、お疲れさまでした。

(事務局・委員)

ありがとうございました。